

総務産業委員会報告書

平成30年3月14日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 山 本 恒 道

平成30年3月14日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件		審査結果	少数意見
議案第3号	平成29年度備前市土地取得事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第4号	平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第5号	平成30年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第18号	平成29年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第19号	平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第27号	備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第28号	備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第44号	備前楷の木賞条例の制定について	原案可決	なし
議案第47号	岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について	原案可決	なし
議案第48号	備前市過疎地域自立促進計画の一部変更について	原案可決	なし
議案第6号	平成30年度備前市浄化槽整備事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第9号	平成30年度備前市飲料水供給事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第10号	平成30年度備前市宅地造成分譲事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第11号	平成30年度備前市駐車場事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第12号	平成30年度備前市企業用地造成事業特別会計予算	原案可決	なし

議案第13号	平成30年度備前市水道事業会計予算	原案可決	なし
議案第14号	平成30年度備前市下水道事業会計予算	原案可決	なし
議案第22号	平成29年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第23号	平成29年度備前市宅地造成分譲事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第24号	平成29年度備前市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第25号	平成29年度備前市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第41号	備前市ふれあい交流館しおまち設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第42号	備前市頭島グラウンドゴルフ場設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第43号	備前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第49号	市道路線の認定について	原案可決	なし
請願第17号	備前市役所新庁舎建設工事に係る請願	趣旨採択	なし

<所管事務調査>

- 市長室・総合政策部外関係
 - ふるさと納税について
 - 定住対策について
- まちづくり部外関係
 - 開発事業の調整に関する条例について
 - 備前焼の無償貸付について

<報告事項>

- 市長室・総合政策部外関係
 - 住宅金融支援機構との協定について（地方創生推進課）
- まちづくり部外関係
 - 吉永観光案内所について（吉永総合支所）
 - 岡山県農業共済団体の組織再編について（里海・里山課）
 - 寒波による上水道施設の被害について（上下水道課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等……………	1	所管事務調査（まちづくり部外関係）……………	68
開会……………	2	閉会中の委員会継続調査事件について……………	69
議案第18号の審査……………	2	閉会……………	70
議案第19号の審査……………	3		
議案第3号の審査……………	3		
議案第4号の審査……………	5		
議案第5号の審査……………	5		
議案第27号の審査（企画課）……………	9		
議案第28号の審査……………	13		
議案第44号の審査……………	15		
議案第47号の審査……………	20		
議案第48号の審査……………	21		
請願第17号の審査……………	23		
報告事項（市長室・総合政策部外関係）……………	26		
所管事務調査（市長室・総合政策部外関係）……………	29		
議案第27号の審査（里海・里山課）……………	39		
議案第22号の審査……………	41		
議案第23号の審査……………	42		
議案第24号の審査……………	42		
議案第25号の審査……………	43		
議案第6号の審査……………	43		
議案第9号の審査……………	45		
議案第10号の審査……………	46		
議案第11号の審査……………	48		
議案第12号の審査……………	50		
議案第13号の審査……………	51		
議案第14号の審査……………	54		
議案第41号の審査……………	58		
議案第42号の審査……………	59		
議案第43号の審査……………	60		
議案第49号の審査……………	63		
報告事項（まちづくり部外関係）……………	64		

総務産業委員会記録

招 集 日 時	平成30年3月14日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　　～	午後4時47分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第1回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	山本恒道	副委員長	森本洋子
	委員	尾川直行		津島　誠
		守井秀龍		川崎輝通
		石原和人		
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	鵜川晃匠		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	市長室長	大西武志	秘書広報課長	高見元子
	危機管理課長	小川勝巳		
	総合政策部長	佐藤行弘	企画課長	野道徹也
	総務課長	石原史章	財政課長	河井健治
	契約管財課長	尾野田瑞穂	施設建設・再編課長	平田惣己治
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	正富福政
	まちづくり部長	中島和久	里海・里山課長	坂本基道
	まち営業課長	芳田　猛	まち整備課長	淵本安志
	上下水道課長	梶藤　勲		
	日生総合支所長	大道健一	吉永総合支所長	金藤康樹
傍 聴 者	議員	立川　茂	星野和也	
	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長室、総合政策部、会計課、監査委員事務局ほか、関係の議案、請願審査、所管事務調査等を行います。説明員を入れかえて、まちづくり部ほか、関係の議案審査、所管事務調査を行います。

なお、所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項があればお受けいたします。

それでは直ちに、本委員会に付託された議案及び請願の審査を行います。

審査は、特別会計の補正予算から行います。あとは議案番号順で、最後に請願の審査を行います。議案番号が前後いたしますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、各委員の御協力をよろしくお願いいたします。

***** 議案第18号の審査 *****

それでは、議案第18号平成29年度備前市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）からです。

○尾川委員 利子及び配当金で27万8,000円、どういう運用か説明してください。

○尾野田契約管財課長 これは土地開発基金のほうの運用をしております、主に国債とかそういった有利な利子がつくものについて運用させていただいております。

○尾川委員 国債の率というのは、この当時、どのくらいなんですか。直接、それとも銀行を通してやっとなんですか。

○中野会計管理者 基金の運用につきましては、会計管理者が主にやっておりますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

基金につきましては、全部合わせて現在約110億円程度になります。今までは基金については個別に運用していたわけですが、効率性が悪いということで、平成27年度から全ての基金を一括運用しております。その割合ですが、定期預金が大体7割、それから国債のほうで2割、普通預金のほうで1割というような割合で運用しております。

今お尋ねの国債ですけれども、利率は、現在保有しておるもので0.2から1.178%までのもので運用しております。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第18号の審査を終わります。

***** 議案第19号の審査 *****

続きまして、議案第19号平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）で、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第19号の審査を終わります。

***** 議案第3号の審査 *****

続いて、議案第3号平成30年度備前市土地取得事業特別会計予算についてです。

○川崎委員 予算では予備費だけがふえとるような形で、いざというときの予備費でしょうけど、日生地区の中小路というのは歴史的には商店街として最もにぎやかだったところなんです。今はもうほとんどシャッター通りという状況なんですけど、その中に、150坪ぐらいの土地を相続放棄して国のものになっていたというふうに4年前にお聞きしとったんですけど、国から払い下げてもらうたのか、土地取引関係の民間会社が立て看を立てて、売りますという状況になったんです。今後の日生地区の発展などを考えますと、冬場のカキオコを初め、時期的には集中しているんですけれども、駐車場が足らなくなるという状況は、栄町、新しい中日生湾のほうも旧日生湾のほうも結構カキオコを中心にしたお店があって、駐車場に困っている状況があるわけです。そういう中で、できれば将来、本当に人口定着とかいろんなことを考えますと、中心地なんです、150坪の土地を取得して、本当は旧日生病院の跡にそういう中核的なものをつくっていただければ幸いかなと思っていたんですけども、同じようなコンビニができて、住民は非常に高齢者の方も喜んでいる状況があるんですけど、人口が最も集中した地域です。中小路、宮奥、三軒屋、川向地区、四軒屋含めて、人口集中と同時に最も高齢者の多い地区になっているのが現状なんですけれども、何らかの公共施設を、できれば寒河コミュニティーみたいな、日生市民会館とともに、住民福祉のためのそういった公共施設として土地を取得すれば、最も有効的、効率的な土地ではないかなあと考えておるんですけど、そういった要望なり、地域住民なり町内会から上がっているかどうかだけ確認しておきたいと思います。

○佐藤総合政策部長 委員から今おっしゃられました日生地域の活性化ということは十分必要なことだろうと思いますけれども、委員がおっしゃられましたような目的でもって施設整備をしていただきたいという要望については、今のところは聞いていないというところでございます。

○川崎委員 そういうことで、ぜひ地域活性化を考えるとときに人口定着の上でも必要な土地だと考えてますんで、前向きに検討をお願いしたいということと同時に、日生西小学校のすぐ東側の教員住宅が今潰されて、どのようになるんかというのも情報も入ってきていませんし、町内会のほうからも何も相談もないし、聞いてないんですけど、潰して、あとあれが300から400坪ぐらいあると思うんですよね。ほとんど真四角ない土地なんで、以前の小学校の校長からは、一般市営住宅として建てかえていただけたら、一般市民と同時に教員も独身の人なんか入ったら非常にいい場所なんだけどなあというような要望も少し聞いたことがあるんです。あそこの土地はどのような今後運用を考えているのか、もしあればお聞きしときたいと思います。

○佐藤総合政策部長 教員住宅の跡地については、更地にして、今のところでは、住宅用地として供給できたらいいのではないかなあという話が出ているというところでございます。具体的にこうしようということはまだ決まっていないというところです。

○守井委員 11ページの一時借入金利子8万円ほどなんですけれども、理由と借入先と率をわかれば教えてください。

○尾野田契約管財課長 率と借入先なんですけども、特には決まっておりません。もしこういう土地を買うということがありまして、その利子が必要というときの場合に、今回上げさせてもらっているというところでございます。

○尾川委員 財産貸付収入、細部説明書によると、備前片上駅の土地貸付料ほかということになっとなんですけど、台数と、たしか舗装まだしてなかったと思うんで、公平性からいうて、計画的に舗装をしたりするような考えはないんですか。

○尾野田契約管財課長 貸付料ですけど、備前片上駅前の駐車場ということで施設管理公社に貸しております。台数につきましては、把握しておりません。

○尾川委員 もう一つ、舗装の計画。快適に使えるように、駅前であるしね。ほかの駐車場と同じような考え方で統一していくような考えはないですか。

○尾野田契約管財課長 駐車場の舗装につきましては、検討させていただきたいと思います。

○尾川委員 ぜひ、よその駐車場と同じような扱いをしてやっていくという、それで快適に使うてもらおうと。施設管理公社でやりよんで、何台も把握してねえということなんですけど、一台でも多く使ってもらって、JR赤穂線の利活用ということをぜひ考えて計画的にやってもらいたいと思うんです。

○尾野田契約管財課長 委員の意見も尊重しまして、検討していきたいと思います。

○山本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第3号の審査を終わります。

***** 議案第4号の審査 *****

引き続き、議案第4号平成30年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算について。

○尾川委員 11ページの備品購入費、機械器具備品35万7,000円ですけど、この内容について説明してください。

○尾野田契約管財課長 これは三石駅前駐車場に料金箱がございません。それを設置するために計上させていただいております。

○尾川委員 料金箱の構造というか、どういうふうな形でするんですか。

○尾野田契約管財課長 簡単なプレハブみたいなものを置きまして、その中で封筒に入れる台とかをつくりまして、それを置くというような形に考えております。

○山本委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第4号の審査を終わります。

***** 議案第5号の審査 *****

引き続き、議案第5号平成30年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算について、質疑のある方は。

○尾川委員 昨年まではたしか保育事業負担金という形で収入に上がったか、そういう事業はもうなくなったということで解釈すりゃええんですか。

○金藤吉永総合支所長 この保育事業といいますのは、主に間伐の事業でございます。これは年によって、この間伐事業を実施する年、しない年がございます。例えばちょっとさかのぼります

と、26年度については1.1ヘクタール、27年度については1ヘクタール、28年度は実施しておりません。それから、29年度については0.6ヘクタールしておりまして、理由といたしましては、こちらについては地元の負担金等も発生することから、その辺で30年度は実施しないということになっておるようでございます。

○尾川委員 私も専門じゃないんですけど、間伐というのは毎年していかなと、木の成長によるんじゃないか。地元負担があるからということなんですけど、そういう懸念はないんですか。森林税とか結構、森のことにについては最近国としても対応してきとんですけど、その点は別に不合理はないんですか。

○金藤吉永総合支所長 保育の際に、全くほっておくということは決してよくないと思います。ですから、主伐といいますか切ってしまうまでには、もちろん間伐は必要であろうとは思いますが。

○川崎委員 9ページに歳入の面で、預金利子1,000円ということやけど、前年度の繰り越しが大体四、五百万円で、ほかの特別会計もたしかあったし、結構金額的には、我々庶民から思えば、四、五百万円というたら結構大きな金額、そういうところで、こんなもんなんですかね。前年実績でそれに近い正確な数字を、1,000円以下じゃから1,000円ということになるんですか。ちょっとその辺だけ。

○金藤吉永総合支所長 前年度といいますか、28年度ですが、預金利子の決算が2,000円ということで上がっております。30年度、2,000円ではございませんが、1,000円という形で上げさせていただいております。

○川崎委員 利子というのはきめ細かく0.何%ということで、何円までつくのが普通じゃないんですか。2,000円みたいなきっちりした利息のつき方がある預金があるんですかね。ちょっと不思議なんですけど。28年度は、ちゃんとした決算の金額でしょ。そういうのがちゃんと、端数のない2,000円というような利子がついとんですか。そのときにチェックできていないのがミスかもわかりませんけど。

○金藤吉永総合支所長 申しわけございません。28年度の決算書が今ちょっと手元にないで、こちらがつくっております資料をもとに今説明をさせていただきました。

○中野会計管理者 預金利子のことについて、私のほうから説明させていただきます。

それぞれの特別会計があるわけですが、公営企業を除きまして歳入歳出、現金の収支のほうは全て一本でやっております。銀行預金利子につきましては、毎月の収支計画を立てまして、余裕資金を短期の1カ月定期、その他は普通預金で運用しております。それを去年、ことしの1カ月定期の利子が、これは中銀さん、指定金融機関ですが、0.015という数字を示されております。普通預金の利子は0.001です。ですから、余裕資金が、ふるさと納税も返礼品の見直し等があつて少なくなっている中、およそその運用益を立てまして、それを会計ごとに案分したのが1,000円という結果になっております。

○川崎委員 これからの配分のことは結構なんやけど、過去形のものには確実に利息も確定しているわけだから、それは元本に基づく比例配分で、端数が出て、1円以下はカットするか繰り入れ、金額1つ1円上げるかするんだろうと思いますけど、そこまでせずにええかげんに1,000円とか2,000円で、内輪同士じゃからええかげんに配分しときましようやというふうにしかとれないんですけど、そういう実務処理でよろしいんでしょうか。正確な1円までするのが本来のあるべき姿ではないかなあと。わざわざこういう特別会計としてやっとする以上、正確な1円まで出してこそ、予算はいいですけど、決算書では出ているかどうかだけ確認したいと思います。

○中野会計管理者 先ほども申し上げましたように、それぞれの資金を個別に通帳を持ってそういう収支をしておれば1円単位まで出るわけですけども、そのようにはしておりません。ですから、案分の結果は1,000円単位で出したというのが実情であります。

○川崎委員 先ほどたしか質問で、定期が7割、普通が2割、国債が1割と言われましたよね。こういう四、五百万円とかというのは全額普通とかというんじゃないくて、そういう金額が小さくても振り分けるんですか。それとも、私は金額小さければ普通に置いとくとか定期に全部入れとくとか、そういう振り分けをしておれば、そのときの1年間の利息というのは確定しているわけですから、元本に利息の率を掛ければ正確に出てくるし、それは計算が面倒だからやってないというふうにしかとれないんですけど、そういう利息一つとっても、特別会計というのを厳格にやらないでいいんでしょうか。

○中野会計管理者 資金につきましては、日々歳入歳出があります。それを会計ごとに利息計算をするというのは、通帳を別にしてしまわない限りちょっと無理だと、やってやれないことはないんですが、大変な作業になるものと思われまます。

先ほど委員さんもおっしゃられました7割3割というのは、基金の運用のことです。こちらのほうにつきましては、歳入歳出、歳計現金ですので、運用のほうは指定金融機関の普通預金の利息と毎月の資金収支を見込んで、余裕があるなという分を短期の定期預金で運用した結果であります。

○川崎委員 しつこいようですけど、こういう収支決算では繰越金という残高で出ていますけれど、実際の現金の保管というのは普通預金なのか定期、定期にはしにくいと思いますね、年間の変動があるわけですからね。ということは、ほとんどこういう少額の特別会計の繰り越しというんですか、途中の回転資金というか、そういうのは全部普通預金で保管するしかないんじゃないかなあと思うんですけども、そうなれば一年通じて、最終的に半年か1年に1回、普通預金の利子というのはついてきますよね。それで、どの時点で元金の比例配分するかようわかりませんけど、そういうことはちゃんとできるんじゃないかと思うんですけど。1年トータルで毎月利息入ってくるんですか、金額大きくなると。それで年間12カ月足して、年間の元金比率というのはようわかりませんが、その辺は金融機関とよく相談してやれば、それぞれの特別会計の利

息というのは正確に計算できて当たり前ではないかと考えるんですけど、いかがでしょうか。

○中野会計管理者 普通預金の利息は、毎年8月と2月につきます。皆さんも通帳をお持ちだと思いますけど、本市の場合、毎月、毎日の収支がありますので、普通預金の額が毎日変わります。それを会計ごとに出して預金利息を案分するというのは、やってやれないことはないとは思いますが、大変な作業になろうかと思います。

先ほども申し上げましたように、普通会計分につきましては1つの通帳で毎月の収支を行っております。それで、1カ月10億円ぐらい手持ちが持てるなということが収支見通しで立った場合には、それを1カ月の定期へ回して利息を運用しております。そういうことを続けた結果の運用益の配分ですので、そこを1円単位までということになるとちょっと厳しいかなというのが実情です。

○川崎委員 言いわけばかりで、一括運用でややこしくなるというのはよくわかったんですけど、今の説明を聞いていて、特別会計で少額の場合は、普通預金で残高を置いてあるのであれば、別に一括の1つの通帳にする必要ないんじゃないかというのが思うわけです。普通預金であれば、10冊を1冊の普通預金にまとめようが、それより10冊がそれぞれやったら、金融機関全部、今言うたように8月と2月に利息計算してくれるわけでしょ。そしたら、それを決算で報告すればいいんであって、何か全部それを途中、あらゆる一般会計、特別会計の現金残高は全て一括で、1カ月定期か何カ月か知りませんが、今10億円言いましたから、集めた金をそういう形で毎月運用しとるんですか。ちょっとようわからんです。大きい何千万円とか何百万円になればそういうことでええんじゃないだろうけど、こういう少額のものは普通預金の通帳をつくっておいたっていいんじゃないかなあという捉え方もできるんですけど、その辺の見解いかがでしょうか。

○中野会計管理者 委員さんのおっしゃられること、よくわかります。ただ、一本にすることで余裕資金というものが生まれてまいりますので、それを定期として運用に回すことができます。ですから、たとえ1,000円、この会計の場合、28年度の決算が案分の結果1,000円だったとしても、これをもし普通預金だけで運用していたら、100円ぐらいじゃないかなということになろうかと思います。ですから、一本にまとめて運用することによって、預金利子のほうもふえますので、そういうメリットがあるということを御理解いただきたいと思います。

○川崎委員 確認だけしときます。ということは、特別会計については会計別の預金通帳はないという理解でよろしいのでしょうか。

○中野会計管理者 公営企業以外は、ありません。

○川崎委員 はい、わかりました。

○守井委員 今の議論を聞いていて、いわゆる特別会計なんですけれども、先ほどの三石財産区も含めて、それぞれ個々の団体だろうと思うんですよ。ただ、管理上、運用を会計が任せられということだろうと思うんですよ。そういう観点からすれば、それぞれ独自の裁量が発生する

ことだろうと思うんで、その辺よく研究していただいて、いわゆる団体が違うものを一括して会計で運用して、それぞれの団体へまた配分するという形をとっておるということだろうと思うんですよ。だから、その制度自体についてどうかなという感じがあるんで、ちょっと研究していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中野会計管理者 配分といいますか、それぞれの一般会計、特別会計、毎日それぞれの資金収支は出しております。

○守井委員 まあええわ、はいはい。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第5号の審査を終わります。

***** 議案第27号（企画課関係）の審査 *****

続いて、議案第27号備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の5ページからです。

質疑を希望される方。

○尾川委員 細部説明書によると、条例の整備等に伴い必要となった特別職の職員で云々と書いてんですけど、もう少し詳しく説明してもらえたらと思うんですが。

○佐藤総合政策部長 条例の整備等に伴いといいますのは、楷の木賞の選考委員会委員のものを指しているというふうに考えます。その上のアドバイザーにつきましては、せんだつての総務産業委員会で御説明いたしましたアドバイザー制度によってお願いする方に対する報酬でございます、こちらは条例上の規定はございません。

○尾川委員 条例上に規定してないのを記載するというのは何か理由があるんですかね。

○佐藤総合政策部長 報酬をお支払いする際に、その委員について条例で規定して、委員会を設置するものについては条例が必要になりますけれども、アドバイザーのように必要なときにお願いするというような場合には、条例上、アドバイザーを設置するというようなことまでは必要とされておりませんので、条例があるもの、ないものが発生するということでございます。

○尾川委員 条例がのうても、そういう名称の役職をつくって報酬を出しても構わんわけ。別に根拠がのうてもええわけ。これが根拠になるんかもわからんけどね。

○佐藤総合政策部長 条例で規定する場合もございますし、アドバイザーの場合ですと設置要綱ですか、そちらで定めているというところでございます。

○尾川委員 要綱に上げとるやつも一応この特別職の職員の中に入れて規定しとるということになるん。ですから、逆に言うたら、市政アドバイザーも要綱でなしに条例に上げてくる必要はなかったのかなあという疑問が出てくるんですけど。

○佐藤総合政策部長 委員がおっしゃられますように、条例で規定する必要があるものもございますし、その必要までもないというものもございますので、報酬をお支払いする委員の状況に応じて、もとなる委員会の設置を規定するものもありますし、そうでないものもあるということでございます。

○尾川委員 昔からそんなのあったんですか。

○佐藤総合政策部長 私も全部把握しているわけではありませんが、制度の考え方からすると、あり得たのではないかなというふうに思います。

○守井委員 それで、ここに基本給がありまして、金額は変わっていないというようなことになっているんです。追加をしたというような形もあるんですけど、能率給年額55万7,000円、これはどういう基準でどういう能率給になって、上限を決めとる根拠はどんな感じで決められたんです。

○山本委員長 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

○山本委員長 それでは、委員会を再開します。

さっき守井委員の言われた部分は午後に質疑を行い、本案の採決はその後行うこととします。

そのほかの部分の質疑をお願いします。

○川崎委員 7ページ、市政アドバイザーで1万円の日当を出すということですけど、アドバイザーというのは市長の何か権限でやるんですか。それとも、各課が今行政上こういう問題を抱えとんで、そのプロを呼んできてアドバイスを受けるというふうに理解したらよろしいんでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

○野道企画課長 市政アドバイザーですけど、問題が発生してこういう方をというようなやり方ではなく、先に部門ごとで詳しい方を委嘱しておいてということになりますので、その方への質問とか相談がございますときに相談させていただいて、お支払いするというやり方となっております。

○川崎委員 そしたら、各部があるから、たしか組織がえして部が1つふえたという議論をしたと思うんですが、6部あれば最低6人以上そういうアドバイザーを選定する考えたらいいんですか。

○野道企画課長 各部まであるかどうかとはまた別なんですけど、人数のほうにつきましては特段定めてはおりませんので、ある程度のまとまった部門といいますか、教育であったり、それから医療福祉関係の方とか、各部に1人というくくりではないような形になります。

○川崎委員 念を押すわけじゃないけど、当然、指名入札業者の関連の方をアドバイザーに呼ぶというふうなことは絶対はないという理解でよろしいでしょうか。

○野道企画課長 そういった利害関係のある方はないということです。

○森本副委員長 予算ではたしか4人で上げられていたと思うんですけど、そしたらさっきの説明だったらどうされるんですか。

○野道企画課長 濟いませ、予算計上させていただくときに、想定を4人ということでさせていただいております。それで、かつ毎月1回程度というふうな形で想定もさせていただいておりますが、こちらのほうは実際に相談事項があるないもあつたりしますので、その中でできたらなというような形でございます。

○守井委員 この市政アドバイザー、最初に市長が提案したとき、医療関係の方をアドバイザーでということ御要望したんで、そのときの市長の提案の話の中では、無報酬でやってもらいたいという話を聞いておったんです。で、何かいろんな方の御意見の中で報酬を出したほうがいいんじゃないかという意見があつたのでこういうぐあいにしたという先日の答弁も聞かせていただいたんですけども、これは市長の考え方が変わったということで理解しとってよろしいんですかね。何か説明がありましたか。

○野道企画課長 今、守井委員のおっしゃられたように、最初に医療関係のアドバイザーをお願いしようといった方が、特に無償でいいですと、そういった報酬が必要だということではなくて、備前市のために何か自分の経験を生かしたいということで御提案があつたということで、市長もそういった形でアドバイザーをお願いしたいということで最初につくらせていただいたんですけど、実際これからまた別の部門で新しくアドバイザーをお願いしていく上で、やはり無報酬の方ばかりというわけにもいかないのかなということもあつたり、それからさきの委員会でもやはり報酬は必要だろうという御指摘もいただきました。そういうことで、再度考えまして、市長も報酬の支払いが必要じゃないかということで、今回提案させていただいた次第でございます。

○尾川委員 私も報酬を出せと言うたほうなんです。何でかというたら、要するに個人的な形で市のそういうアドバイスを受けるんじゃないしに、明確な位置づけに基づいてちゃんとした人を選んではやるべきだということを主張したわけです。決してやみくもに手当をつけえ言うたわけじゃない。要するになし崩しでいくんじゃないしに、明確にこういう目的、例えば実務者、職員の方がこういうアドバイスが欲しいとかこういう知識を得たいということに基づいて人を選んできて任命する、任命したときに、個人的に無報酬でやっちゃあおかしかろうがということを指摘したんじゃないけど。何かどうもそういう意味でとってくれたんかどんなんかわからんけども、どうも今の話聞いても位置づけが要綱で自由にできるというような感じにとれて、何か本当に人選につ

いてもう明確でないような感じがするから言ようだけですわ。

○佐藤総合政策部長 市政アドバイザーにつきましては、相談をしたい事項が発生したときに、アドバイザーをあらかじめお願いしておりました分野についてアドバイスをいただきまして、それについて報酬をお支払いするという形を今回とらせていただいております。要綱であるからあやふやなというか、そういうことではなくて、要綱でありましても市として正式にアドバイザーとしてお願いするということでございます。それからまた、アドバイザーの方を新たにお願いするときには、本委員会におきましても報告させていただいておりますので、決してあやふやなことではないということだけはここで申し上げておきたいと思います。

○川崎委員 もう一つ確認しときたいことは、振興計画審議会だとか農業委員会とか、委員会というのはちゃんと時間も決まって、ある程度時間もやっているんですけど、アドバイザーということになると、ほんの5分、これはこういうふうにしたらいんじゃないかと思います言うて帰っても1万円出すのか、それともその担当が抱えているいろんな問題で2時間も3時間も5時間もじっくり、時間はどうなのか。

もう一つは、選考したアドバイザーは直接用がなくても全員を呼んで、そういう審議会のような会議を開いて1万円を支払うのか、必要に応じて個々にアドバイザーをお呼びするのか、そのときの時間が問題ではないかなあと。だから、要綱ですか、アドバイザーから聞く、ディスカッションする時間的なものはどういう考え方をしているのか、お聞きしときたいと思います。

○野道企画課長 相談時間なんですけど、5分とか10分で済むような相談、回答があるような相談というのはちょっとどうかなとは思いますが。実際の運用につきましては、問題が発生して、相談したいということであれば、日時を設定して、おいでいただいて、会議というような形で進めていきたいと思っております。1時間とかは最低でもかかるかとは思いますが、そういったものをめどにお支払いしていこうと考えておるところでございます。

○森本副委員長 前回多分課長が言われたのは、市長室でちょっとお話をされましたって、前は報酬が発生してなかったんで、多分そういう答弁だったと私は記憶しているんですけど、ということは、今後は報酬が発生してくるので、きちんと職員の方も参加されてアドバイスを受けることと受けとめとしてよろしいんですか。

○野道企画課長 おっしゃるとおり、前回までは無報酬だったということで、そこまで考えていなかったんですが、やはり報酬をお支払いするということになりますので、運用のほうをきちんと、何らかのやり方を決めていきたいと考えております。

○森本副委員長 ということは、アドバイザーの方に来ていただいたら、委員会にある程度の報告をしていただけたらと考えておけばいいですか。

○野道企画課長 実際にアドバイザーの運用が始まりましたら、どういった相談をしたとかということは、市長もたしか一般質問の答弁で、何か報告が発生するでしょうというような御回答をされていたと思いますけど、そういった形で取りまとめ、御報告は必要であると考えておるとこ

ろでございます。

○守井委員 それで最初の方は無報酬でいいよという話で入られとるわけで、報酬を出しますよと言われたら、私は要らないよというようなことも出てくるんじゃないかなあと思うんですけども、そんな場合は無報酬でいいですよという形にするんですか。

○野道企画課長 そのあたりはこれから詰めていかないといけないかなということで考えてはおります。受け取られないケースもあるのかなというのはあります。法的な問題もありますので、また考えていきたいと思っております。

○石原委員 7ページ、附則のところへ、適用の年月日が昨年の7月20日から適用しますということになっとなですけど、この適用の日付の意味についてお聞かせいただければと思うんですが。

○佐藤総合政策部長 私からお答えできますので、させていただきます。

こちらは第1条の適用のことございまして、農業委員会、農地利用最適化推進委員の部分については29年7月20日から適用して、第2条の規定は、市政アドバイザーと楷の木賞選考委員会委員の規定については30年4月1日から施行するということでございます。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、本案の総合政策部関係部分の審査を終了します。採決はまちづくり部関係部分の審査後に行います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○山本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

***** 議案第28号の審査 *****

次に、議案第28号備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の10ページからです。

○尾川委員 13ページの当直員の時間は変わってないんですけど、賃金が、こっちの理解が乏しいんかもしれんですけど、間違いじゃないんですか。下がつとると解釈すりゃええんですか。

○石原総務課長 今回の当直員の改定につきましては、改めてこの勤務の性質としまして、断続的労働に従事する職員になります。いわゆる日直でありましたら8時半から夕方17時15分までですが、宿直の場合は夕方から夜明け、8時半までということで、拘束時間に照らして、実際の労働というものが断続的に行われるという職種になります。そういったことから、改めて労働基準監督署に、こういった性質の労働に対しましての賃金の計算について御教示をいただきまして、それに見合う算定によりまして今回の改定を提案させていただいているものでございます。

○尾川委員 これで働きようの人がおるんでしょう。下げて納得するん。

○石原総務課長 本提案に際しましては、あらかじめ今回の改正、算定方式についても丁寧に説明を行っております。現在当直に当たっていただいている方にも了解をいただいているところでございます。

○尾川委員 もう一点、結局、当直員、日直で断続する作業ということなんじゃけど、何かあったときには賃金払う気でおるん。

○石原総務課長 何かあればということではなく、当然何か届け出等、電話の対応ということは昼夜問わず断続的にございます。そういったことの実情を踏まえて、もちろん宿直につきましては、拘束時間中、何かあれば、夜中、深夜、時間を問わず当然対応していただくようになりますので、そういった場合には仮眠等もとれない実情も出てまいります。そういったことを、過去の実情等に照らしまして、実際の作業に当たる時間、待機に当たる時間、そういったものを分析いたしまして割り出した結果でございます。ということで、当然、災害等があれば災害に適した対応をとっていただくようになりますし、結果として電話等、届け出等何もしなければ、ないというのは結果論ではございますけれども、そういうことを見越して、断続的な労働に関する計算方法、算定を監督署から御教示いただいての結果ということでの提案となっております。

○尾川委員 こういう場合、結局休憩時間はつくっとるわけじゃろう。休憩時間なし。

○石原総務課長 算定の中には、休憩時間という概念はございません。実務に当たる時間、いわゆる待機である時間、そういった観点からの算定になっております。

○尾川委員 監督署はこれで了解するん。

○石原総務課長 御教示いただきまして、いろいろアドバイス等もいただいての今回の提案となっております。

○尾川委員 要は、作業したらちゃんと賃金を払うということ。断続的というて、休憩も決めとんじゃと思うけどな。一般的には、日直というたって休憩時間があつて、じゃあその間に電話かかってきたら仕事せんのかということにもなるんじゃけど。その辺はこれで断続的に従事する作業ということで逃げたんかもわからんけど、何かちょっとその辺が不明確というか、休憩時間なしで、電話がかかってきていつでも対応できるんかどうか。かえって休憩時間つくっとたら、今休憩ですから対応しませんと言われても困るところがあるけど。下げるというのもちよつと何か、よう本人が納得するなと思うてね。

○石原総務課長 減額となる単価と、それから増額の宿直の部分もございますので、トータルで御説明をさせていただく中で御了解に至ったというふうに御理解いただけたらと思います。

○川崎委員 14ページの斎場現業員、ちょうど月額で1,000円ぐらい上がっていますよね。少し気になったのは、たしか備前の斎場というのは職員1人ではなく、2人、3人いるんですか、ちょっとよくわかりませんが、これ12カ月としても200万円ちょっとですよね。ボーナス入れて250万円になるんかわかりませんが、日生の斎場のほうが、年間1人、赤穂の方をお願いして来ていただいとるということで、400万円か500万円ぐらい委託料を払って

いると思うんですよ。備前の斎場のほうから同じように葬儀があつて斎場を使う場合はなかなか派遣してもらえないんで、そこはちょっと調整が要りますけど。合併して備前市全体で管理ということになりゃあ、備前斎場の職員が日生の斎場も管理するようにしたほうが、私の計算では安くつくんじゃないかなあと。1人ふやしてもね。予備の要員を備前の斎場へ置いとって、日生斎場は活用するときにだけ派遣するという形が大分経費が安くつくんじゃないかと計算しとんやけど、その辺どのように捉えたらよろしいでしょうか。

○佐藤総合政策部長 斎場現業員でございますけれども、こちらは月額を記載しておりますが、これ以外にも手当がございます、それを加えると、委員がおっしゃられました二百何万円ということにはなっていないという現状だろうと思います。委員おっしゃられましたように、効率の面からいうと、市が両方、直接管理するというのもあるかと思いますが、そこらあたりは環境課とも調整してみたいと思います。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第28号の審査は終わります。

***** 議案第44号の審査 *****

引き続き、議案第44号備前櫓の木賞条例の制定について、議案書の132ページからです。

質疑を希望される方は。

○守井委員 まず、櫓の木賞という名前をつけられとんですけど、この櫓の木賞という賞は全国調べてみたら何ぼかあったような感じだったんですが、その点で差し支えないんでしょうか。

○高見秘書広報課長 名前については、いろんな名前がどこにでもあるということだとは思いますが、差し支えはないと考えております。

○守井委員 調べてみたら、東京の旧武蔵工業大学、今は東京都市大学というらしいんですけど、ここの学生に対しての櫓の木賞というのがあるそうです。それからもう一つ、岡山大学病院の病院長賞、これが櫓の木賞ということになっているそうなんです。だから、櫓の木賞があちらこちらにあつて、備前がついとるから違うよというものであるのかなあという感じで思うんですけれども、同じ名前の賞があちこちにあつて、2つぐらいだったら離れているいいのかなというような感じもせんではないんですけれども、例えば隣町に、あるいは同じ市の中に、ほかに櫓の

木賞というのが、よく似た楷の木倶楽部というのが備前市にあるようなんですけれども、その楷の木倶楽部が表彰したものが楷の木賞じゃないんかというような勘違いをされるんじゃないんかという感じもせんではないんですけれども、その点はいかがですか。

○高見秘書広報課長 これから周知の部分で、市がする賞であるということを広めてまいりたいと考えておりますので、間違えないようにということであればそこら辺は気をつけさせていただきたいと思います。

○守井委員 よく周知していただきたいと思います。

それから、これはもとが米百俵基金からの運用というようなことになっておるんですけれども、米百俵基金のほうが市民の主体的な学びに対する支援を目的としてという目的になっとなってますけれども、この楷の木賞の賞の種類というところを見たら、地域貢献賞、スポーツ賞、芸術文化賞、学び賞及び楷の木大賞とするというようなことになっとなってますけど、ちょっと何にでもできるような感じの趣旨になっとなるような気がするんですけれども、米百俵ですから教育のほうに重点的にやるというようなイメージがあるんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○高見秘書広報課長 確かにちょっと焦点がぼけているというふうなことで言っていたいと思うんですけれども、この件に関しましては広く拾っていききたいという思いがございまして、自薦他薦を問わずというふうな形で推薦でやっていききたいと考えておりますが、そういう意味におきまして、いろんなところから学び育てているという部分、それからその人が頑張っている部分を拾っていききたいという思いから、こういう形になっております。

○守井委員 米百俵基金の設置目的を逸脱しないように、最初の選考、どういうものを選考していくかという形の中で、きちっとしたルールづくりをぜひやってもらいたいと思うのが1つと、ここへスポーツ賞というのがあるんですが、体育奨励賞なり、市のスポーツ奨励賞があるかと思うんですよ。そことのすみ分けはどのように考えとられるんか、お聞きしたいと思います。

○高見秘書広報課長 考え方としては全く別のものと考えておりまして、もしかすれば、そこで表彰された方がこちらのほうに上がってくるということも考えられないことはないんですけれども、今おっしゃられた賞につきましてはいろんな基準があると思っております。その基準の中で、ある程度クリアすれば、全員にその賞が当たっていくという形であろうかと思えます。想定いたしておりますのは、年に1度、そういう各部門で掘り起こしたものを、式典を行うことによって奨励していくという、そこに焦点を置いておりまして、広く頑張っている人を拾うということにさせていただこうと考えているところです。

それから、ルールづくりにつきましては、もちろん秘書広報課単独でできるものと考えてはおりませんので、実行委員会等を立ち上げまして、教育委員会、それから今ですとスポーツ部門ですとか、そういうところとはすり合わせをやっていくつもりでございます。

○守井委員 同じスポーツ賞の意味合いが、両方ともスポーツ賞になってしまうんで、そのあたりはきちんとすみ分けをして、きちんとしたものにしていただきたいと思います。

それからあと、記念品を出されるということを書いておるんですけども、予算的にはどのくらいなものを考えとられるのか、お聞きしたいと思います。

○高見秘書広報課長 今のところ、1件2万円程度の備前焼もしくはそれにちなんだものというふうに考えているところでございます。これもまだ確定ということではございません。

○守井委員 やっぱしルールづくりをきちんとして、ばらまきにならないように、せっかくするんなら権威あるものにしていただきたいと思います。その点、最後にお聞きしたいと思います。

○高見秘書広報課長 関係者とも協議をさせていただきまして、皆さんに納得していただけるような形でやっていきたいと考えております。

○川崎委員 守井委員がスポーツ賞を言われましたけど、地域貢献賞、私合併して1回ぐらい出たことあるかなあ、各産業分野から何か年間貢献した方を表彰にしている賞があると思うんですよ。それと同時に、長年、人権活動とか町内会の会長、連合会長を10年20年やった方を表彰している例もあるんで、そういうのは皆、地域貢献賞の枠内ではないかなあと私は思うわけで、どうもこういうばくつとした賞を設けると、誰もが賞をもらえて当たり前という意味で、何か賞をもらう権威が下がって、どうでもいいなあみたいな、特に2万円というような備前焼ぐらいでやるというのはどうも、既存の賞はそれなりの方がもらっているなあというふうに私は納得しとんですけど、ここへ来てこれとぶつかるような分野がどういう趣旨で違いがあるのかなあと。現行の賞ぐらいで不十分であれば、新しく明確に網羅できてない分野があるんで、それは何々賞だということで明確にしてやればいいんで、こういうばくつとしてやるというのはどうもお互いにこの賞の重みが薄れるというか、市民から見たら目まいがしそうな賞だなというふうな感じもせんことないんで、その辺のすみ分け、特に地域貢献賞というのは、住んですること自体、住民が交付税をもらったりいろんな地域活性化にそれぞれが貢献しているわけで、その辺のすみ分けをもう少し明確にすべきで、何でもつくりゃええというような考え方にはどうも納得できないんですけど。

○高見秘書広報課長 川崎委員のおっしゃることはもっともだと考えております。確かに、わかりにくいということでおっしゃられているんだと思うんですけども、そもそもこの話が出たのは、若い人を拾っていきたい、いろいろ賞がある中でなかなか若い人が拾えないというところ、それから、言い方は失礼かもしれませんが、いろいろ頑張っているのに、認めてもらえないというこんな頑張っている人がいるよということを皆さんに拾っていただきたい、そういう思いから始めたもので、なかなかすみ分けという部分ではこれから考えていかなければならない部分だとは思いますが、とりあえずこれで隠れた部分を拾っていくということでスタートさせていただきたいと考えております。

○川崎委員 若い人に元気づける意味でやるという目的は理解できるんですけど、日ごろ、若い人たち、スポーツ、芸術文化活動をやっている若い人に接すると、活動分野にもっと補助金を出

してほしいと。それから、スポーツ分野であれば、運動場をきれいにしてほしい、ネットをきれいにしてほしい、観客席きれいにしてほしいとか、多面的な活動に関する条件整備の要望が多いわけですよ。私はそういうことにこそ力を入れることが、若い人たちがより元気を出しているんな地域活動ができるんじゃないかなあと。特に個人プレーの場合は表彰も、成績が優秀だったので表彰しますということでもいいですけども、サッカーだ野球だとかバレーとかというふうに集団競技の場合は、キャプテンだけを表彰するとかというようなことになれば、かえってその団体、グループの不和とか、団結にも問題が出てくるし、誰を選考するかというのは非常に難しい選定だと思うんですよ。

ですから、目的の趣旨はよくわかりますけれども、若者が元気を出すには補助金なり客観的な条件整備を援助するための予算をつけてやるほうが、私は若者が元気になるんじゃないかなあと思いますんで、少し現行の表彰とのすみ分けをより明確にすることと同時に、余り乱発というのは賞の意味がなくなるという点もよく配慮してやっていただきたいということだけは要望しておきたいと思います。

○森本副委員長 先ほど守井委員からもありましたが、備前市の体育功労者の表彰とかぶっていることだと多分思うんですけど、ほかに市が賞を出しているもので似たようなものがあれば教えてもらいたいんですけど。

○高見秘書広報課長 秘書広報課で扱っているものでいきますと、ただいま備前市は、功労表彰、善行表彰。それから、備前市市民栄誉賞、これはせんだつての重友梨佐選手、それからもう一つは備前市名誉市民、これは一番近いところでいきますと平成22年1月4日の互礼会のほうで2名を名誉市民とさせていただいているところでございます。ただいまの生存者はこの2名ということになっております。

それから、ほかの部署でいろいろ賞がございますが、ちょっと全部を把握しているわけではございませんので、申しわけございません。

○森本副委員長 課長が先ほど、広く頑張っている人って言われたんですけど、賞がかぶる場合もあると言われたんですけど、そういう趣旨なら、かぶらなくても、たくさんの人にということにしたらいいかと思うんですけどどうですか。

○高見秘書広報課長 いろんなところで賞があると思いますので、その担当者等との整合性も考えておりますし、それから、かぶるということ、その賞を受けたからこの賞がもらえないということにはしたくないと考えております。

○森本副委員長 委員会を立ち上げて、有識者8人以内って書かれているんですけど、どういう方を想定されているんですか。

○高見秘書広報課長 ただいまのところ、教育委員会部門ですとか、それから先ほど言われましたボランティア関係でありましたら町内会の部門でありますとか、それから協定等を結んでおります学校関係でありますとか、いろいろなことが考えられると思うんですけども、それに関

しましては今後の協議ということを考えております。

○森本副委員長 自薦、他薦というお話があったんですけど、窓口がどこで、どういうふうな形でされていくのか、教えてください。

○高見秘書広報課長 窓口は全て秘書広報課のほうでさせていただきます。

○尾川委員 一番心配するのは、要するに表彰にしても、例えば市長表彰でもいろんなものがあるんですよ。同じ市長表彰、議長表彰、いろいろ表彰があつて、扱いは全部違うんです。その辺の整合性って言われたけど、一度、一枚のペーパーにしてもろうて、ほかの部署はようわからんというような答弁もあったんじゃないけど、それじゃあいけんと思うんですよ。いろんな部署の表彰の現状、あるいは資格とか、それから賞金、あるいは賞品とか、そういうものをいろんな形でこの機会に、その趣旨が若い人若い人と言われるけど、そういう全体的に表彰制度、表彰するということについて把握してもらいたいんです。で、どういう要望がある、例えば私は産業部門からよう言われるんですよ。今、産業功労賞って市長表彰があるんですけど、それにあわせて技術者が、そりゃいろいろ窯業協会とかセラミック協会とかいろんな上部団体はあるんですけど、それへ市としても産業界のそういう功労者の表彰をしったりするということも必要なのを感じるわけです。

ですから、この機会に、楷の木賞でそういう若い人を掘り起こしていきたいということを言われるんじゃないけど、全体的に一度、文化協会がやったり、いろんなところがいっぱいあるんですよ。市長表彰でもその扱いが違ふとかね。この機会に全体的に見直ししてもろうて、楷の木賞と市長表彰どっちが上位になるんか知らんですよ。例えば民生委員なんかでも、恐らく市の表彰があつて県の表彰があつて国の表彰があると思うんですよ。そしたら、県の表彰を受けるにはどういう資格があつて、何年かたったら国になるとか、そういうルールがあると思うんで、その辺もよう調べて、楷の木賞とどういうふうな位置づけになるんかということを確認してもらいたい。

もう一点は、公平性。なかなか声がかからん人にはかからんですよ。そういう人に、かえって表彰せんほうがええ場合がある、極端な話で。その辺の解消というか、不公平でない、公平な、いろんな部門から表彰していく。その辺はどういう考えか、お聞きしたいんですけど。

○高見秘書広報課長 市の表彰につきましては、一覧表でお出しすることは可能ではないかと思われま。

それから、各種団体さんがされている分につきましては、ちょっと調べていかなければならないので、すぐにできるものではないと考えておりますが、各担当のほうへは調査させていただこうと思っております。

○尾川委員 ですから、2万円が妥当か、低いか高いかは別にして、ほかの賞との兼ね合いというのを、市長表彰と比べてどうかとか、いろんな矛盾をこの機会に修正かけてもろうたらと思うんですけど。

○大西市長室長 各賞につきましては、やはりそちらの考え方とかがございますので、統一的なルールでやっていくというのはちょっと難しいかと思えますけれども、この楷の木賞の選定に当たりましてはその辺も気をつけて行っていきたいと思います。

○尾川委員 皆矛盾を言われるんですよ。市長表彰でも、あるものは表彰状があつて副賞があつたり、全然なかったりね。市民というのはそういう感覚があるわけですよ。そういうことのないように、一遍この機会に、楷の木賞の質疑とは違うかもしれませんが、要するに全体的に見て、もっと矛盾がないとか、あるいは本当にみんなが励みになる賞になるような考え方で、偏らるように、公平性があるとか、きちっとした運用をしてほしい。

○大西市長室長 先ほども申しましたが、各賞の位置づけとかいうことがございますので、一律にルールづけというのは難しいかと思えますけれども、それをまた担当部課のほうに持っていくというのなかなか難しいと思えますので、一応、一覽で調査をさせていただきたいと思えます。

○尾川委員 せっかくじゃから、この機会に調べるだけじゃなしに、市としたら誰かが取りまとめをせにゃいけんわけじゃ、矛盾があつたら修正をかけていくということ、できるだけ矛盾をなくするように努力してほしいというのがこの機会にお願いしたいんですけど。

○佐藤総合政策部長 それぞれ表彰によって、今委員がおっしゃられましたように差があるということについては、好ましい姿は同じようになるということだろうと思えます。予算も伴うことですので、そのあたりは予算の段階で調整できるのであればやってみたいと思えます。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第44号の審査を終わります。

***** 議案第47号の審査 *****

続いて、議案第47号岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についてです。

議案書は、151ページです。

質疑を希望される方は。

○川崎委員 連携中枢都市形成ということが叫ばれて、最低でも二、三年以上になるかなという

記憶なんですけど、実際に一番端で中心から外れた備前市などは、日常的にはどういう連絡なり協議なり、また何か決めて実行していることがあるんですか。全く何もしていないという印象しかないんですけど、いかがでしょうか。

○野道企画課長 昨年度締結ができてまして、部門ごとに取り組みができるような施策、それから事務事業を各部署同士で話を行っておりまして、それに基づいて教育、産業関係、スポーツ、公共交通部門であるとかといった部門ごとで、当市も参加させていただいて、各部署において協議を行って、取り組めるところは取り組んでいるというのが実情でございます。まだ1年目、今年度から取り組んでいるというところございまして、実績がまだ全て手に入ってございませんので、御報告はなかなか難しいんですけど、担当者会議を春に開きまして、実際に取り組めるような事業を進めているとか協議を行っているというのはお聞きしているところでございます。

○川崎委員 今の説明では、交流して職員の資質向上みたいな面が強いんだという印象ですけど、昨年締結して以降、具体的な取り組み、一例でもあるのでしょうか。

○野道企画課長 一つの例でございますが、岡山市さんと備前市と、それからたしか赤磐市さんだったと思うんですが、地域包括ケアシステム構築に取り組んでおるということを聞いております。大学との連携の話も出てくるんですけど、川崎福祉大学でしたか、そちらの教授の方に講師をお願いして勉強会を行って進めているというのはお聞きしております。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第47号の審査を終わります。

***** 議案第48号の審査 *****

引き続き、議案第48号備前市過疎地域自立促進計画の一部変更についてです。

議案書の153ページからです。

質疑を希望される方は。

○尾川委員 誤解があるかもわかりませんが、どんどん事業をふやしていけると、有利な起債じゃということなんですけど、やるんだったら過疎債を使って、あるいは合併特例債を使ってやるのが有利というのはわかるんですけど、上限とかバランスとかというのはどう考えとられるんですか。

○佐藤総合政策部長 過疎債ということであれば、毎年度、国のほうで全国の枠がございます。それに基づいて、岡山県にもまた割り当てが来て、そのうち備前市にも配分が来るということになっておりますので、毎年のことなんですけれども、こちらが行いたい事業費を上げてみて、それに対して枠が足りなければ、割り落としがかかってくるということでございます。ただ、上限というのは、その年の岡山県内の他市さんも含めての事業量によると思いますので、そこは一概に幾らが上限ですということは申し上げられないんですけれども、ある程度大きなものがもしあらわれてきたときにはこちらが前もってお願いをしておく、連絡をしておくということで、できるだけ配分がいただけるように努力していくということになろうと思います。

○尾川委員 事業ごとによって、概算事業費中、何%とかというのは、今後の駆け引きというか、国との話し合いで決まっていくというふうに考えたらええんですか。

○佐藤総合政策部長 国というよりは岡山県ということになろうと思いますけれども、その年その年で過疎債を借りたいという事業が大体めどが立ってくるという時点では、大きなものについてはあらかじめ連絡をしておくというようなことで対応したいということでございます。

○尾川委員 それで、32年度まであるんですけど、そのまた追加というのは大分考えとられるんですか。

○佐藤総合政策部長 32年度までが今の法律の期限になっておりますので、その先にまた、法律が延長されるかどうかは今のところではわからないということでございます。

○尾川委員 要は今ある計画で変更をかけたなら変更がかかって、県が了解してくれたら、変更かけてあげても事業するかせんかは別にして過疎債を使える、過疎債を使えることで事業をするとか、その辺はどちらが優先されるんですか、現実には。

○佐藤総合政策部長 過疎債が有利なことは間違いないんですが、借金であるということも間違いございません。過疎債があるから事業をするというのではなく、この事業をどうしてもしたい場合、その中で有利な起債が過疎債ですので、事業が先に来て、その後に有利な起債を借りるということになるんだろうと思います。

○守井委員 153ページ、都市公園整備事業に総合運動公園多目的競技場改修事業を追加するとなっているんです。これは29年度での事業だと思うんですよ。29年度でこれを過疎事業として取り入れたいという考え方でいいんですか。

○佐藤総合政策部長 この総合運動公園多目的競技場改修事業、いわゆる陸上競技場の改修でございますが、この事業をやりたいので過疎債を活用したいということで、委員がおっしゃられましたとおりでございます。

○守井委員 29年度で改修工事が終わりましたが、その事業とは違うわけですか。

○佐藤総合政策部長 委員がおっしゃられている事業だろうと思います。

○川崎委員 155ページ、日生中学校長寿命化改良事業ということで、2億7,000万円を組んでいるようですが、耐震化が終わったら長寿命化は基本的にはできているんじゃないか

な。前から、耐震化ときれいに内装をするのは予算が別になったという説明を聞いて、一応は納得しとんやけど、それでは不十分だということで、教室内をきれいにしたり床を張りかえたりということなんで、長寿命化というよりも、日生中学校の整備とかいう名称のほうが正しいんじゃないか。一般市民が長寿命化と聞いたら、まだ耐震化もできてないんかというふうに捉えてもおかしくないと思うんで、変更したほうがいいんじゃないかという提案をしときたいことと。

その下に、教職員住宅解体で老朽した住宅解体するというのは、もう既に終わっていますよね。にもかかわらずここへ出てくる。また別の教職員住宅があるんでしょうか。

○佐藤総合政策部長 日生中学校の長寿命化改良事業につきましては、国の補助のメニューの中に長寿命化改良事業というのがございまして、それを名称として使わせていただいているということでございます。

それから、日生中学校の教員住宅解体事業につきましては、今回追加するというものではなくて、同じ155ページの上段2行目にありますように、以前から記載されていたものでございます。

○川崎委員 先ほどの説明で、国が長寿命化の補助金を出す、それはもう明確に公共施設、特に学校を中心にした耐震化事業とは別枠というふうに捉えたらいいんですか。

○佐藤総合政策部長 耐震化とは別に、文部科学省の補助メニューの中にこういう名称のものがあるということでございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第48号の審査を終わります。

***** 請願第17号の審査 *****

続いて、請願第17号備前市役所新庁舎建設工事に係る請願についてです。

御意見等のある方は。

○守井委員 庁舎建設工事ということで、大規模工事というようなことなんですけども、これにかかわる事業というのはいろんな事業があるかと思うんです。入札形態もいろいろあるかと思うんですけれども、例えば現状では、JVの組み方とか規模、あるいは参加資格とかいうのがある程度決められた状況になっているんじゃないか、昨年度の実績に基づいて選考される具体的なも

のがあるんじゃないかという感じで思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○平田施設建設・再編課長 新庁舎の入札といいますか、業者の参加資格につきましては、今、指名委員会で検討いただいているところでございます。スケジュール的には、今の予定ですと4月ごろに入札公告をするようになるんじゃないかと考えておまして、今ちょうどその辺の案を固めるための協議をしていただいているという状況でございます。

○守井委員 その案を決めるためには、既に提出されているいろんな資料をもとに選定されておるといふふうに理解しておるんですけども、この請願があるからといって何かが変わることがあるんかどうか、その辺をお聞きしたいと思うんですけど。

○平田施設建設・再編課長 この請願の趣旨としましては、新庁舎の入札でできるだけ市内の小業者が参加できるように配慮してほしいといった趣旨かと理解しております。市の工事発注におきましては、もともと市内業者、地元業者優先という原則でやってきておりますし、そのあたりは今回の新庁舎建設でも例外ではないというふうに思っております。可能な限り市内業者の参入機会を確保するよにということと考えてはおりますけども、ただその一方で、工事の規模が大きくなりますと、それに見合うだけの適正な施工体制の確保ということも考える必要がございますから、そういったところで、今回の庁舎の場合は恐らく数十億円の規模になってきますから、発注形態とすれば一般競争、それから共同企業体での発注となる可能性が高いんですけども、これを全て市内業者の単独で、あるいはまた共同企業体の構成を全て市内業者でというのはやはり少し無理があるかと思われまして、ある程度市外の大手業者さんの力もかりつつ、また市内業者も一方で構成員として参加ができるような形で検討しているところでございます。過去の資料といいますか、業者選定の基準という考え方というのはもちろんあるんですけども、それも一定の規模、大きな規模になってきますと、特に明確な基準というものがありませんで、やはりケース・バイ・ケースの中での協議で決めていくということにはなってきます。

○川崎委員 指名も一般競争入札も、ランクがありますよね。だから、地元の業者で建設業関係、特に建設というよりも建築関係のランクでいえば、地元にもそういう、数十億円というより明確に最低三十数億円かかるという中では、JVなりを組めば、一般競争入札に参加できる資格の業者はおられると考えたらよろしいんですか。

○平田施設建設・再編課長 御理解のとおりでよろしいかと思います。工事の規模が大きいので、もし単独発注というようなことになれば、市外、県外の業者さんに仕事を出してしまうということになるんですけども、やはりそれではぐあいが悪い。できるだけ市内業者にも参加の機会を与えてあげるという観点から共同企業体という制度があるわけでございますので、共同企業体の代表者は大手となるにしましても、その構成員としてできるだけ市内業者の方に参加していただくと。現状では、市内の業者の中でもある程度上位のランクの業者については、そうした共同企業体の構成員となれるだけのものを持っていると考えております。

○川崎委員 もう一点、50年、100年の建物を建てようとしているんで、それだけの力量を

持った方が落札していただいてやるのが一番いいんじゃないかなと。ただ、今回も、福祉事務所等の解体は地元の企業さんがやってくれるし、今後も新しい庁舎が建てば、隣の古い庁舎を崩し、最終的にはここも崩すということになれば、相当そこらは地元業者で十分やれるんじゃないかと。その後の舗装整備や、高さを上げるとか溝をつくとか、そういう意味では結構、新庁舎建設にかかわって地元業者が入札できる分野はあるんじゃないかと。だから、余り無理をして、JVを組むのがいいんだという趣旨はわかりますけれども、より効率的というんか、建築費も安くていいものを建てていただく業者が一般競争入札で落としていただくのが一番いいんじゃないかと思うんで、その他附属工事についてはこういう請願趣旨を十分理解して、それなりに分離発注していただければ十分地元にもメリットがあると考えとるんですが、その点はどうでしょう。

○平田施設建設・再編課長 おっしゃられるとおりでございます、庁舎本体ができた後の既存庁舎の解体ですとか、外構の整備といった工事があるわけなんですけども、こうしたものを全部一まとめにしまいますと、実は工事費のほうも設計上高くなってしまうというデメリットがございます。さらに、大きく一まとめにしまうということは、それだけ市内業者の参加機会が減ってしまうというようなこともございますので、今の段階では、庁舎本体は本体として発注するとして、その他の附属する工事、既存庁舎の解体ですとか外構の整備につきましてはできるだけ小分けにして市内業者の方に発注するような方向がいいのではないかと考えているところでございます。

○津島委員 請願の趣旨を見せてもらったら、当然、市内業者にも元気を出して落札していただいて、税金をしっかりと納めていただくようお願いしたいと思いますので、私はこの請願は願意に沿うべきであろうと思います。

○守井委員 私も、平素から地元業者に対しての優遇面を配慮しておるというようなことではあるんで、この趣旨の全てというわけにいきませんけれども、趣旨採択という形でいただければいいんじゃないかなと思っております。

○石原委員 私も、この請願の趣旨は確かに理解できるんですけども、それからこの請願を果たして採択することで請願者の方の思いであったりというところにどうなのかなあ。当然、一番下にあります請願事項につきましては、先ほど御説明もありましたが、現制度においても資格の規定等はあるでしょうけれども、資格を有すれば参加できる形はありましょうし、多数入札に参加できることということを願っておられるんですけども、果たして採択すべきなのか。当然、資格があれば多数参加されればええとは思うんですけども、委員会での採択の意義というんですかね、趣旨は当然理解できるんですけども、ちょっと今考えてはおるんですけども。

○尾川委員 私は、請願者の趣旨はわかるんですけど、それから指名委員会で決めていくということのようですから、趣旨は理解できるということで、趣旨採択という取り扱いでいいんじゃないかと思いますけどね。

○森本副委員長 私も、守井さん、尾川さんが言われるように、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○川崎委員 私も、この目的、趣旨はよくわかりますけれども、公正平等にちゃんとした指名願というかで明確に企業の実力は仕分けされているわけですから、基準に達成しない人を、できるだけ多くということになると、資格がないのに入れるということも要望しているようにとりかねないんで、趣旨採択で、公明正大な入札をやっていただくと、30億円も超えるということになると一般競争入札だろうと思いますので。公明正大にやる意味では、趣旨採択で、目的、趣旨はよく理解できましたという委員会決議でいいんじゃないかと考えております。

○山本委員長 全員の意見が出たようですので、趣旨採択でよろしいか。

〔「委員長、わしは採択じゃ。願意に沿うたれえって言うたが」
と津島委員発言する〕

〔「採決、採決」と呼ぶ者あり〕

これより請願第17号を採決いたします。

なお、採決は、まず趣旨採択について行います。趣旨採択が否決された場合は、採択について採決を行います。

いま一度申し上げます。採決については、まず趣旨採択についてを行います。趣旨採択が否決された場合は、採択について採決を行います。

それでは、採決いたします。

趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

5名です。挙手多数によって、請願第17号は趣旨採択されました。

以上で請願第17号の審査を終わります。

***** 報告事項（市長室・総合政策部外関係） *****

報告事項を。

○岩崎地方創生推進課長 住宅金融支援機構との協定について御報告させていただきます。

この協定は、住宅金融支援機構の住宅資金貸し付けにございますフラット35というものについて、地域活性化のため、市外から市内へ居住する目的で当市の住宅取得補助制度を利用する者に対して、5年間、借入利率を下げるができる協定となっております。県内では既に、津山、笠岡、総社、高梁の4市が締結済み、ほかの4市が協議中で、この4月からさらにふえるということになっております。

私どもといたしましては、移住支援施策の一環としまして、この3月末に協定を締結し、4月以降の運用ということで考えております。現時点では、このフラット35という、いわゆる昔の住宅金融公庫の商品でありますけれども、その利率が1.4から2.05ぐらいなんですけれども、これを5年間のみ利率を0.25引き下げるというものです。

現在の状況といたしましては、低金利時代でありますので、民間金融機関の貸付利率のほうが高い状態でありますから、民間で借りられる方のほうが多い状況ではあります。民間金融機関が8割、機構が2割という状況でありまして、なおかつ市外からの移住者であるという条件もありますから、今後の対象者となる方については1件か2件程度かなとは想定しております。ですので、大きな効果とは言えないかもしれませんが、移住・定住に係る施策として少しでも充実させていきたいという考えで進めていきたいと思います。

○山本委員長 ほかに報告される方はありますか。

○尾川委員 ちょっとええ、質問しても。

今、利率が下がって、利用者が一、二件ぐらいでという、あえてこの機会にこういうものを導入しようというのは、住金のほうから言うてきょうるわけ。

○岩崎地方創生推進課長 そうです。住金からの依頼ということもありまして、県内でもまだ4件程度しか締結しているところはなかったということもありまして、それを拡大したいということ、それと、この制度を利用するためには住宅の補助制度を持っているところじゃないとだめだということもありまして、そういう面ではなかなか広げられなかったのかなあということです。ですから、全国でも一応制度はあるようなんですけども、そう利用されている方は現実にはいらっしやらないという状況ではあります。

○川崎委員 関連で、金利が民間のほうがいいからそちらに流れるということで、2割、8割言うたんかな。一方で、空き家住宅を新築と同じく空き家購入は100万円今まで補助金出していたでしょう。それが何か下がるというようなことを聞いたような覚えがある。

私は、実績からいうと、なかなか出生率が上がらない中で自然増が期待できないわけですから、市外からの人口移動、転入者をふやすというのが当面、助けてもらう意味では大きいと思うんですよ。それをわざわざ新築購入というのは、市外の人でもできたんかどうか記憶にないんですけど、人口定着という意味では新築住宅100万円は評判もよくて、今回も予算計上しているようですけど、それ以上に重点を置かなければならないのは、私は、この狭い備前市だけでも、空き家を買って備前市に住み、市内で仕事を獲得するか市外でするかは別としても、こういうものを提携して利用する、利用度を高めるという趣旨は大賛成なんやけど、肝心かなめの金利差で民間に動いているような中では、市としては新築と同じく空き家なんかの購入についてはしっかり援助していくことがいいんじゃないかと思うんじゃないかと、その辺との考え方はどうなっとんかな。これはこれで評価できるんじゃないかと、一方で足を引っ張るようなことをやってはよくないと思っているんですけど。

〔「担当が違う」と呼ぶ者あり〕

違うん。午後からの所管。空き家購入補助を出ししょうる。

〔「所管でやったらええじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

いやいや、この報告との関連でいやあ、バランス感覚の問題で聞いているわけですよ。担当な

ら答えてよ。

○岩崎地方創生推進課長 石原議員さんの一般質問にも市長がお答えしましたように、この4月から、空き家住宅の購入補助については、以前まで上限が100万円ということでありましたけれども、今後、上限を50万円にさせていただいて、というのが、新築の場合、購入資金が2,000万円、3,000万円という中での100万円ということになっておりますけれども、空き家の場合は購入資金が高くとも1,000万円ぐらいです。ですから、そういう補助率の公平性と、現実的に出てくるものが100万円以下のものがほとんどですので、それからいきますと、上限50万円でもかなり高率の補助ということは言えるかと思います。それともう一点は、リフォーム補助の問題もありまして、空き家を購入してリフォーム補助も活用するという方法もあり、それを加えますと、今まではかなり有利なものでありましたので、その辺をもう少し公平性のもとで見直させていただいたということになります。

〔「ようわかりました」と川崎委員発言する〕

○尾川委員 要はリフォームと、空き家の問題というのは深刻なんですね。皆さんよう知っとなるように、子供でも、親のところを潰してやれえというても別に建てると。それから空き家がこれだけ出てきて、かえって優遇したほうが空き家の後から問題が解消するんじゃないかなあというふうな、ダブルでリフォームと空き家とで優先するというか、少し重点を置く、要するに条件をよくするほうが、後々長い目で見たらそのほうがええ政治じゃねえかなあという私は考えがあるんですけど、その辺はどんなですかね。有利ということと、公平性ということを今主張されたんじゃないけど、そういう考えというのは出てこなんでしょうか。

○岩崎地方創生推進課長 おっしゃられるとおり、空き家対策に対して特化してやっていくという方法もあろうかと思います。今後、空き家等対策協議会のほうでも御検討いただけることだと思うんですけども、それで4月以降の機構改革によって、都市住宅課でそういう住宅関連を専門的にトータル的に考えていろんな住宅施策を講じていくことになろうかと思いますけれども、そういう中で、今の状況を考えると、一応新築の補助の状態と空き家の補助の状態不公平性が少しあったということでの是正をすることによって今後の経過を見てみたいと思っております。ですから、4月以降この補助制度を見直して、今後の経過を見た中で、どういう結果が出てくるのか、さらに要望が出てくるようであれば、またそのような考え方も考慮して政策に生かしていく必要があるかと思しますので、今後の経過によっては委員おっしゃられるような方法も考えられるかなとは思っております。

○尾川委員 不公平さをどうするか、よう検討してもらって、実態をもっとね。だから、自分の孫ぐらいが家を建てるというと、自分の家、今、年寄りが住んどるところを壊して建てりゃええよというても別のところへ建てる、そしたらその家というのは絶対空き家になってくるんです。そのときにどうするか。市とすりゃあそこまで手が出せんというのはわかるんですけど、そういう空き家対策を先行するというのがね。空き家いろいろあるから、人が住もうかという空き家

と、もうこりゃだめだという空き家が、いろいろランクづけがあると思うんで、その辺をよう検討してもろうて、だから逆に特化して、そういう将来に備えて、空き家にもっと力を入れるべきじゃねえかなあ。そういうことも実際の動きを見てね。空き家ばっかしなんじゃ。そうかといって、それを買ってリフォームして住もうかという人がおるかおらんかという問題があるけどね。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、休憩します。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 所管事務調査（市長室・総合政策部外関係） *****

所管事務調査を行います。

○守井委員 ふるさと納税について、資料があるので、説明を求めます。

○田原シティセールス推進課長 ふるさと納税の状況等について、資料の請求がございましたので、今回提出をさせていただいております。

まず、1 枚目です。

平成 29 年度のふるさと納税の納税状況ということで、まだ締めは終わっておりませんが、29 年 4 月から 30 年 2 月までの集計を提出させていただいております。

ごらんのとおり、4 月から 7 月までが旧制度と申しますが、家電等があったときの申し込み状況でございます。8 月以降については、総務省の助言に基づいて制度を見直した入金状況でございます。

ちょっと注意が必要なのは、7 月あたりの駆け込み申し込みの入金が 8 月にございましたので、ちょっと 8 月も膨らんでいるという形になっております。また、12 月、1 月の時点でも、12 月の駆け込み分が 1 月で入金されておる関係がございまして、12 月、1 月の寄附額が増額されておるような形になっております。

下の参考のところの 2 段書きでございしますが、28 年度の同期間で比較した数値を載せております。また、28 年度のトータルに関しましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、次のページに説明をさせていただきます。

こちらについては、都道府県別の寄附状況、こちらにつきましても旧制度と新制度と銘打っておりますが、旧制度は 7 月以前、新制度は 8 月以降ということで記載をしております。また、特典、ジャンル別の選択状況ということで、これも旧制度と新制度ということで、トータル等をカテゴリーに分けて記載しております。

こちらのほうでは、都道府県の寄附状況のトータルと特典別選択状況のトータル、またそれは右左が合致してない部分につきましては、寄附をいただいたけども特典を全て選ばなかった方も

いらっしゃるということで、寄附額と特典、ジャンル別の選択状況の数字に若干ずれがあるということでございます。

また、次のページでございますが、特典のランキングということで、旧制度と新制度ということで、こういったものが選ばれたのかというようなことで件数を記載しております。

次のページ以降につきましては、先般の総務産業委員会の際に資料請求がございまして、さらに住所が入ったものをということで、今回提出させていただいたものでございます。前回お答えをさせていただいた繰り返しになりますが、356特典で、返礼品の価格が15万円以上のものについては7業者18特典ということです。

○守井委員 今回、7月までに駆け込みで寄附をいただきたらというようなお話があるわけなんですけれども、4月から7月の寄附金について、例えばこれが29年度になっとんですが、28年度の場合との比較はどんなか、わかれば教えていただきたいと。ざっとこの7月までで13億円程度の計算になるんですが、29年度については。28年度は7月まででどのくらいだったか、わかれば教えていただきたい。

○田原シティセールス推進課長 28年度。トータルになりますが、5億3,000万円程度でございます。

○守井委員 ということは、28年度に比べて29年度はこの期間が約8億円多かったという換算になるのでしょうか。

○田原シティセールス推進課長 そうなと思います。

○守井委員 これまでの制度が51%と49%という格好の返還率というようなことから、約半分がそれじゃあ駆け込みであったという解釈にしとったらいいんでしょうか。

○田原シティセールス推進課長 この駆け込みという概念が、どれをもって駆け込みというのかという定義があってないような形でございます。今回、米百俵基金に2億5,000万円ということで、ふるさと納税の駆け込み分ということで基金に積み立てるような形になっておるんですが、寄附の使途に関しましては、教育の町、人を育てる町といったことでいただいた寄附の4月から7月までの部分について積み立てを行ったという形にしております。

○守井委員 いわゆる49%が市に残るというものの事務費等を差し引いたものの駆け込みかなと思っていたんですが、その中で、教育にという部門の項目について寄附をされた方を集約したものが基金へ出ておる2億5,000万円ほどであったという解釈でいいんでしょうか。

○田原シティセールス推進課長 はい、そういう考え方でやっております。

○石原委員 3ページ目ですけど、新制度の特典ランキング1位、リファカラットというのは何でしたかね。

○田原シティセールス推進課長 顔を何かこころさせるようなマッサージの美容器具でございます。

○石原委員 それから、2ページ目に新旧の比較があって、選択状況などを見ますと、落ちてお

るとはいえ、新制度に変わってからかなりいただいておりますという状況が見てとれまして、この中で順位の2番目にランクされていますけれども、飲料・お酒とあって、これが一番寄附金額では大きいんですけれども、恐らくお酒が大きいのかなあと捉えとんですが、この状況を簡単に御説明いただければと思います。

○田原シティセールス推進課長 お酒、あと洋酒、ワイン、そういったものでございます。

○石原委員 それから、新制度の14番目ですか、体験であったりチケットがランクされとんですけれども、チケットも、フェリーの乗船チケットであったりを思い浮かべるんですけれども、以前から申し上げておりますが、実際に来ていただいて好きな備前焼を好きなお店で金額に応じて選んでいただく、そこに返礼のチケットというんですか、そういうものを利用できるような制度をぜひ導入できないかと。当然、総務省はそここのところについて問題視をしておるんでしょうけれども、実際にこういう形でチケットも盛り込まれておるわけで、そこは備前市として、伝統産業の備前焼のためにもという思いを持って取り組めば、恐らくそういうハードルもクリアできるんじゃないかと思うんですけれども、今後に向けていかがでしょうか。

○田原シティセールス推進課長 総務省のほうの通達というか助言で、金券に当たるようなものについてはだめと明記されておりますので、体験プラス備前焼がもらえますとか、そういったことでは考えられるかなと思っております。そのあたりは、今後も総務省、県等と協議しながら前向きに検討をしていきたいとは考えておりますが、陶友会さんなど備前焼関係者の方々の御意見も、アイデアというんですかね、そういったものもお伺いしながら考えていきたいと思っております。

○石原委員 せんだっての一般質問なんかでも、備前市を訪れていただく体験型というんですかね、そういうのをしっかり積極的に取り入れてやっていきたいと思いますということなんで、問題があって、総務省のそういう制度をないがしろにはできませんけれども、そういうところもうまく盛り込んでいって、ひいては備前焼、それから備前市を訪れていただく、思いを持って訪れていただく方を少しでもふやしていくためにも、こういうふるさと納税の返礼品こそしっかり、大きなお金をかけた観光施策以上に、足を運んでいただけるような返礼品の内容を今後も前向きに検討いただければと、これはもう要望でお伝えしますんで、よろしく願いしたいと思います。

○田原シティセールス推進課長 今後も備前のPR、それと活性化、そういったものにつながるような返礼品について研究検討してまいりたいと考えております。皆様方からのアイデアもお待ちしておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○尾川委員 ちょっと視点が違うんですけど、結構ふるさと納税に力入れておったような印象があるのが、県内なら総社市を思い出します。それから、全国でいったら、トップの都城市なんかはどういう動きをしておるのか、そこらあたり、返礼率だけの問題なんか、品物についてはかなり人気があるのかというのは、最近余り新聞に出てこんから見てないんですけど、そういう分析はされとんですか。

要するにこれから先のふるさと納税をどう考えていくか、同僚議員もいろいろ、布団なんかおかしいんじゃないかという意見もあったと思うんですけど、そのあたりはどう考えられとんのですか。

○田原シティセールス推進課長 やはり今のふるさと納税制度そのものが商品をもろうためのカタログショッピング的になってしまっているのが大きな問題となっております。そういったところで、我々としても、やればやるほどいただけることは確かなんですが、そこらあたりは良識の範囲内ということで、総務省の助言は遵守してまいりたいと考えております。

また、他のふるさと納税をたくさん集めているところですね、そういったところのことも注視をしております。総務省でも、助言を超えてやられているようなところについてはかなり懸念を持っておりまして、このまま行くと制度の崩壊も考えられるみたいなことも発言としてはあるようでございます。そういったことになれば、市としても困りますので、やはりこのあたりはきちりと守っていくラインとしてやっていきたいと考えております。

○尾川委員 余りよそのことは気にせずに、総務省の助言を受けて、制度が崩壊せんようにということをお互い良識の問題で各自治体が行い組んだんかなあというふうに今聞いて、何でも急激に減少してしまうと後こたえるんで、何かええ方法がないんかなあという感じがあって、総務省ももうやめようかというふうな意見があるようじゃあなかなかそんな新たな手だてというのはできんと思うんですけど、今話があったような方針で30年度はふるさと納税に対処するという感じなんですか。確認ですけど。

○田原シティセールス推進課長 今申し上げましたとおり、現状で、あとは魅力ある市のPRにつながるような、活性化につながるような返礼品などの充実等も考えていきたいと、それとあとは、寄附の目的を明記したようなクラウドファンディングとか、そういった形ででも寄附を集めていきたいと考えております。

○尾川委員 もう一点、たしか市長がかわってから、何か文書をもらったんですわ。あれはどういうところへ配ったんか。あれの反応というのはどうだったんですか。

○田原シティセールス推進課長 レター作戦の関係だと思います。レター作戦につきましては、主要な団体であるとか企業さん、企業回りをするときにも従業員さんをお願いしますよということをお願いをして回っております。

その効果については、幾らかはふるさと納税のレター作戦ということで書いてきていただいている方がおられますので、その分については把握できるんですが、その紙をいただいてそのままインターネットで申し込みをされている方もたくさんございます。ですから、そのレター作戦によって幾ら集まったかというのはちょっとこちらでは把握はできないんですが、少なからず寄附の確保には役立っているという認識ではおります。

○尾川委員 結果的にある程度効果が上がつると評価されとるようですけど、今後そういう方法で品物の魅力とかというふうなことを言われとったですけど、ああいうレター作戦というもの

は継続されるつもりですか。

○田原シティセールス推進課長 レター作戦については、今後、配付方法についてももうちょっと積極的に、例えば今協定を結んでいる民間企業さん、そういったところへもお願いしたり、市内の事業所さん、労働組合さん、そういったところにはお願いはもう既にしてあるんですが、さらに市外への、市とのお付き合いのある例えば業者さん、そういったところでどんどん輪を広げていけたらと考えております。

○川崎委員 私が当初予想したよりは、前半で相当稼いだんで、ことは当初予算の7億円、6億円ですか。来年はたしか9億円前後しか組んでないということで、ことしの予算から見ても半額以下というのは、こういう中身ではそうなるんだろうなと思うんですけどね。

ただ私は、美容健康器具、一般的な家電、日常的に使う清掃器具だとか健康維持のためにほこりを出さない、花粉症、ダニ、そういうのから考えても同じような位置づけなんですよね。ほんまにふるさと納税が基本的に地産地消のものというなら、本当に海産物と農産物、備前焼がありますね。やっぱりそういう原則に戻るべきだろうと。ところが、ここには美容健康だとか寝具だとか財布だとか、値段からいっても家電よりよっぽど高いようなものを一方で並べて、まさに変更したというけれども、一貫性のない、ただ総務省の顔色を気にしただけで商品を並べるというのは納得できません。将来そういう危惧があるなら、徹底的に地産されるものだけを商品構成したらいかがですか。

他によそから持ってくる商品がいいというんだったら、安くて、家電含めて、特にもう一つ気になるのは、アウトドア用品というたら、その概念の中には自転車なんか入りますが。室内で自転車こいでいる人いないわけですからね。そういうものはヒット商品でありながら落とす。この自転車というのは電動自転車じゃから、5万円から10万円、それ以上するんでしょうけど、明らかに寝具や財布だとかその他の美容健康商品で高額なものあるわけでしょう。そういうものを外したんだったら、全部外すべきでしょう。

そういう原則がないええかげんなやり方というのは、本当に市民に責任持つか、いかに今の国の制度を利用して少しでも、この人口が減って財源が減る中で財源確保のために頑張るという姿勢が全く見られないと。原則がないんじゃないかというのを一番危惧しとんです。

○田原シティセールス推進課長 前にもお答えしたとおりでございますが、総務省の具体的な品目に上がっているものについては今回の見直しの品目から外したということでございます。

○川崎委員 途中から、野田総務大臣になって相当柔軟になったと聞いていますし、現実には全国にふるさと納税の商品を見ると、特に家電なんかを製造している自治体では、国が何と言おうと、地産地消とか地元活性化の企業ですから、そういうところの商品が、部品であっても完成品を還元して当たり前じゃないかと、そういうほうがふるさと納税の本来の趣旨に生きてくるんじゃないかな。これだけ全国で人口が減って大都市へ集中する中で、地方で一生懸命頑張っている中間製造業、最終商品をつくつる製造業の自治体なんか特にそういうことを、うちみたい

にないところは外しゃあよろしいがということで済んどんかわかりませんが、そういうところが頑張っとなじやったら、高額な家電製品は別としても、日常品というふうな概念で使える家電製品なんかは、安いエアコンもそうじゃろうし掃除機もそうじゃろうし、そういう日用品として使えるようなものが最も大衆性があるって、少額の納税者であってもそういうものだったら納税して手に入れたいなあとか、そういう結果として去年まで結構金額行ったんだろうと思うけど、ことしになってこんながらっと変えて、結局収入減らして、財源確保についても、国がそうだから仕方ありませんという程度で、本当に市民に少しでも税を集め、市民サービス向上という観点からいったら、明らかに抜けとんじゃないかと思うんですよ。

総務省の言うとおりに全国的に100%やめとんですか。頑張っとする自治体がどれぐらいあって、どういうふるさと納税額になっとなるか、調べていますか。

○田原シティセールス推進課長 総務省でもまだ把握ができてない段階だと考えております。

○川崎委員 これからどう改善していくかを参考にするために、できるだけ時間をかけて全国上位のところを調べて、内訳をデータとして残し、それを参考にして、今後の備前市のあるべきふるさと納税の方向、商品の方向というのは検討されるべきだと思います。もう答弁は結構ですから、もう少し財源面でどう責任をとっていくんかを本気で考えていただきたいと。10億円も減らすようなことをしたら、3割だったら7割、7億円の税収入が減るということを表明したような予算案になっているじゃないですか。余りにも無責任ですよ。

○山本委員長 それくらいで。次のまちづくり部もあるし。

ほかに。

○岩崎地方創生推進課長 地方創生推進課から資料提供させていただいておりますA4の転入転出アンケート、それともう一つは人口動態の調査結果を提出させていただいております。これについて説明します。

まず、A4の転入転出のアンケート結果ですけれども、まず転入者アンケートにつきまして、調査数が少ないんですけれども、30世帯の部分で、年齢層については20代から70代まで、3人から7人程度の形です。転入元を調べますと、大阪府が一番多い11、それと兵庫県、東京という形になっております。

このアンケートにつきましては、県下で統一された内容で報告する様式になっておりまして、移住目的の方のみのアンケートという形になっておりますので、その転入理由といたしましては、田舎暮らしが37%、地元へのUターンが27%、そのほかは転職、就職や起業というような形で内容が分かれています。

次に、転出アンケートにつきましては、一応去年の3月から実施しておりまして、1年間分をまとめましたので、報告させていただきます。

年齢層といたしましては、一番多かったのが20代、その次が40代、30代というようなところです。これも一応、任意のアンケートということで、御協力いただいた方にのみ行っていた

だいているということで、実際のアンケート数が少ないという状況ではありますが、傾向として、その理由等の分析をいたしました。

転出理由といたしましては、一番多かったのが就職、転職で47%、その次は結婚ということで、この2つの要因を合わせますと約70%が転出の理由、そのほかは、生活の利便性が12%、子育て環境が4%というような傾向があります。

もう一つは、居住環境に対する満足度といたしまして、こういったところが満足であったか、どういうところに不満があったかということで理由を聞いてみますと、不満の部分からいきますと、一番大きな点は交通の便、やはりこれが圧倒的に多かったというところ、その次は買い物についての不満があったようです。満足度としましては、自然風土ですとか治安、食べ物といったような形ですので、一番大きな要因としての転出の理由といたしましては、交通の便、買い物、そういったところが大きかったのかなと思います。それとまた、アンケートに回答してくださった方が20代、30代、そのあたりが多かったものですから、就職ですとか結婚ですとか、そういったところを理由に出られた方が多かったので、やはり交通の便とか買い物という、そういった理由をお答えになられたのかなと予想はしております。

次に、もう一枚、A3で資料提供させていただいております。こちらを御説明いたします。

この資料は、人口動態に関する分析ということで、尾川委員さんも一般質問でお聞きになられた転入超過数、それと転入超過率ということに対して分析を行ったものです。このデータのもことになるものは、総務省で毎年、住民基本台帳人口移動報告という形で年間集計されたものを1月末で公表されておりますので、そのデータをもとに、年齢別の動向ですとか近隣市町との比較を行っております。

まず、左、表を4つ示させていただいておりますが、平成29年の住基の日本人を対象に、転入超過数と転入超過率の表と、同様に28年度の各表をお示しさせていただいております。特徴的なところは赤字で表記させていただいております。

一番驚かれた点は、29年度のゼロ歳から9歳のところ、ここにおいては備前市、瀬戸内、和気町、3市ともに転入超過という形であります。この要因といたしましては、備前市では25歳から39歳の層が28年と比べまして72人増加している、この年齢層においては29年においても転出の超過ではあるんですけども、それでも72人改善しているということが大きな要因となっているというふうに思っております。ですから、子育て世代の増加が子供数を押し上げたと考えられると思います。

また、転入超過率で見た場合、同じ基準で近隣市町と比較できるものなので、右の下の表、平成29年転入超過率、平成28年転入超過率のグラフをごらんいただきたいと思います。

緑の線が備前市、黄色の線が瀬戸内市、青が和気町となっております。この28年のグラフでは、備前市と和気町、緑と青の線がほぼ同じようなところを描いております。それと、和気町と瀬戸内市では25歳から39歳の子育て世代の転入と転出の差がわずかであって、これによって

子供の数が28年と比べて多くなったと思えること、それと和気町は60歳代で大きく平成29年に転入超過が出ておりますので、これについても子育て世代からシルバー世代まで広く転入者を、移住者かもしれませんけれども、受け入れているように思います。

そうしますと、和気町を手本に移住施策を展開したらと考えますけれども、和気町の場合はやはり人口規模が備前市の半分以下でありますので、1人増減したところの影響率というのは小さい団体のほうが大きく出ます。ですから、率による比較だけではその辺はなかなか同じことは言えない、そこだけで判断することは難しいと思いますけれども、一応和気町がこういう状況で28年から29年人口を増加させているという部分においては、今後も注視して、和気町の動向というのは参考になるのかなあと考えておりますので、そのあたりは考えていきたいと思います。ただ、和気町におきましても瀬戸内市におきましても、備前市と比べたら特別な補助金による住宅施策というようなものは打っておりませんし、子育て施策についても備前市のほうもかなり優秀だと思っておりますので、そういった面での効果はなかなか期待できないのかなあというふうには思っております。

瀬戸内市については、28年も29年も同じような、黄色の線については各年齢層の動向というのは変わりありません。ですから、瀬戸内市のような岡山市に隣接している市については、こういう状況は絶えず確立されているのかなあというふうに見ております。

それで、和気町は29年から転入になりましたけれども、その傾向としては、瀬戸内市のそういう動向にほぼ似ている、ゼロ歳から39歳のところまではほぼ一致したような形で出ておりますので、そういうところも今後注視して見ていきたいなあと思います。和気町の場合、今、移住施策等でいろんなことを頑張っておられますので、そういったところは今後も参考にして、そういう施策が将来においてどういうふうな影響があるのかということも考えながら対応していく必要があるかと考えております。

○尾川委員 詳しい資料をありがとうございます。

ぜひこういう動きに注視していただいて的確な施策をとっていただきたいというのが要望です。備前市独自のPRもしながら、ぜひ何らかの将来にわたった手を打っていただきたいと。ですから、こういう分析でつくられた方は、どういうところに発見があったとか、いろんな注視するところがあると思うので、そのあたりはまた時間あったら折を見ていたしますけど、対応していただきたいというふうな、それが施策につながるというふうな、要するにほかの意見はいろんな意見があって、人というのは行ったり来たり、働くときに出ていたり、働いて済んだら帰ってきたり、そりゃいろいろ全体的な動きがあるんですけど、マイナスが多過ぎるということを指摘しようるわけです。出るのは、エンクロージャーって、要するにとめてしまうわけにいかんのですけど、それが活性化につながってくるわけで、行ったり来たりがですね。楽市楽座があったようなもんで、何かの方法で人が寄ってくるようなことを考えるのが知恵だと思うので、ぜひそういうふうなことをお願いしたいと思います。

○川崎委員 いい資料で、特に和気町の60から69歳、ちょうど年金をもらえる年代です。そういう方が外で働いていて帰ってきたら、同じ年金額なら都会よりも田舎のほうが物価も安いから住みやすいという面がある。日生はリゾートマンションが結構あって、今はブームが去ったのか、安く買い取りができるということで、幼いころ過ごした日生のマンションに引っ越してきて、幼いころ遊んだ山まで登れない状況なんで、伐採許可をいただいて、自分一人で頑張って裏山の色見山頂上までを全部ボランティアで道をつくるんだって、ふるさとを、思い出を大切に頑張っている方もおられるんです。和気町の教訓じゃないけど、なかなか和気町のように日当たりがよくて住みやすい空き家も少ないんですけど、少し空き家対策と、公営住宅も高層化すれば、私はUターンで、特にこれからベビーブームの世代が65歳を過ぎていきますよね。当然70歳前後という方たちが、都会の喧騒の中よりも田舎のふるさとの景色を見ながらいい空気を吸って老後を過ごしたいと、ここらも狙い目じゃないか思います。

一方で、ゼロ歳から9歳という子育て世代の保育園や幼稚園費が無料になれば、当然周辺がまだ差があるんじゃないか。借家住まいの方は、備前にかわってきて負担軽減する中で子育てしたいという世帯もふえるんじゃないか。この2つは狙い目じゃないかなあと、こういう統計を見て思いますんで、そこの援助、応援を軽視しては社会減が克服できないと思いますんで、本気でやっていただきたい。

そして、それ以上に自然減が多いんですから、これから急激に死亡数も、500人前後で推移しとんで、これが600台、700台になる可能性があるんで、今の出生数はたった150人前後でしたか、これは最低でも二、三百、2人以上産むのが当たり前じゃと、産んでも全然経済的負担はないんだと、そういうところに力入れないと、確実に社会減と自然減で、10年以内に、もう備前市じゃなくて備前町になりますよね、間違いなく。だから、そこら辺の危機感を持って、備前市を維持したい、減ったら瀬戸内市か和気町にひっついてもらおうやというような安易な考えはやめて、頑張って次の世代に、職員の方もそのころにはもう退職される、今ほとんどの幹部の方はそうじゃろうから、我々もいけませんね。しかし、そのときこそ本当にいい方向に行っているのか、完全に沈下してどうしようもないところまで来とるんか、分かれ目が、今手打つ重大な局面だというのが私の認識なんで、もう少しこういうグラフを眺めて、ああそうかというだけじゃなくて、そこから教訓を引き出して、ぜひとも人口減をまずとめる、完全にすぐにはとまりませんが、減少数をね。率やこどうでもいいですわ、減少数をやっぱり減らすことが必要だと思うんで、ぜひ頑張ってください。そういう意味では、企画部門が頑張らんとできないんかもわかりませんが、福祉部門が頑張らんとはいけません。よく内部で調整して、総合的な力を発揮して頑張ってくださいということだけ要望します。

○石原委員 細やかな表で、ありがたいんですけど、注目すべきは若年層ですね。25から39歳と、それからゼロから9歳の改善が見られてということで、この数字に一喜一憂もすべきではないんでしょうけれども、ここに大きく寄与しとんのが恐らくどこよりも手厚い家賃補助、ここ

が大きく影響しと思うんで、今後もここの動向も、ここで家賃補助制度も短縮になりますけれども、ここの動きも注目していきたいなあと思います。

それから、人口の動きでいきますと、午前中も出たんですけども、岡山市との連携協定の取り組みの中に、移住・定住の促進みたいな事項があったんですけど、ひとり勝ちのような岡山市と、どう近隣の市町が連携して圏域内の移住者、定住者をふやしていくんかという思いがあるんですけど、方向性なり見えとるところがあれば。

○岩崎地方創生推進課長 まず、家賃補助の関係ですけども、今回4月から3年を1年に短くするというこの予定ですけども、これについては近隣といいますか岡山県全体で見ましても、上限としまして月額1万円から2万円というところがほぼ、あってもそこまでです。その家賃補助自体の制度を設けているところについてもごくわずかという状況でもあります。なおかつ、この転入超過率のグラフを見ていただいても、瀬戸内市、和気町においてはそういう家賃補助をやっていません。そういうことも考えますと、この制度自体がどれほどの効果があるのかということは大変疑問であります。ですので、今回全てをなくすという形ではなくて、まずは1年間に短縮をしてみて、今後のデータをとってみまして、そこでまた新たな政策を考えていきたいと考えております。

続いて、中枢連携の関係ですけども、協定自体が岡山市と各市町との相互協定ということで、その連携中枢圏内の全ての市町が連携しているというわけではなくて、岡山市との関係という形になっております。そういう中で、岡山市主導で進められております。それで、岡山市は東京にも専用の相談事務所を設けておりますので、そこへ連携中枢のメンバーが入って、同じように相談を受けるとか、岡山市が主催する相談会に参加するですとか、そういった取り組みが昨年から徐々に始まってきて、今後も拡大していくかなという状況ではあります。ですので、なかなか岡山市自体が大きいので、それに取り込まれるという状況はありますけれども、何とかそこにもうまく乗っていききたいなとは考えております。

○石原委員 始まったばかりですけど、岡山市との関係性なんかも今後も注視させていただければと思いますが、またいろいろ動きがあれば随時御報告いただければと思います。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、市長室、総合政策部外関係の所管事務を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもって市長室、総合政策部外関係の委員会を終わります。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

まちづくり部ほか関係議案審査、所管事務調査を行います。

なお、所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項があればお受けします。

それでは直ちに、本委員会に付託された議案の審査を行います。

審査は、特別会計の補正予算から行い、あとは議案番号順に審査を行います。議案番号が前後いたしますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

***** 議案第27号（里海・里山課関係）の審査 *****

それでは、休憩前にあった農業委員の議案第27号を議題とします。

○守井委員 農業委員の能率給、年額55万7,000円以内の額で規則で定める額というふうな新たな項目が出ておるわけなんですけども、今まではなかったわけなんですけど、なぜ能率給という考え方の給与体系ができたのか、そして年額55万7,000円という金額の上限を決められたのか、その2点についてお聞きいたします。

○坂本里海・里山課長 今回の報酬につきましては、国の農地利用最適化交付金実施要綱に基づいて整備をするものでございまして、国から認められた成果について交付金としていただいたものをそのまま支払うという仕組みになっております。

能率給につきましては、内訳がございまして、国が定めた活動給と成果給というのがございます。活動給につきましては、既に上限が決められておりまして、活動した委員1人当たり1カ月6,000円と定額になっております。それから、成果給につきましても上限が決められておりまして、計算は複雑なんですけれども、根拠として2つございます。1つは、遊休農地解消面積の達成度が130%になったら、これがまた上限ということでございます。もう一つは、担い手への農地の集積の達成度が130%になった場合に、それぞれ加点方式なんですけれども、それぞれ合わせたものが、ここで言います55万7,000円の内訳としまして、活動給の上限が7万2,000円、成果給の上限が48万5,000円として設定しておりまして、今回は、上限額としまして合計で55万7,000円を上げているということでございます。

○守井委員 実際成果として認めたというようなことなんですけれども、どなたにこれは支払われるんかというのがまず第1点、それから基本給とこれは併給といいますか、基本給をもらいながら能率給がもらえるというのかどうか、その辺を説明してください。

○坂本里海・里山課長 基本給につきましては、毎月の活動費として、それぞれの会長が3万3,000円で、金額は違うんですけれども、農業委員が2万8,000円、農地利用最適化推進委員は2万8,000円ということで、昨年の3月定例会でこれは設定をしていただいたんです。それで、能率給につきましては、成果に基づいたらプラスアルファで、一年を通して最後にお支払いするというので、国からもらった金額を今のところ27名の定員で案分してお支払いしようかなと考えています。

○守井委員 27名全員が例えば130%になれば、国からのお金がそれぞれおりるという感じになるんですか。それとも、この上限の全額を27名で達成されたら案分するという形になるん

ですか。

○坂本里海・里山課長 全体ではなく個人で入ってくるということです、55万7,000円。全体で上限まで行きますと、1,300万円ということになります。

○守井委員 130%は、個人でできるんじゃないかと思うんですよ。あくまでも団体がそれが何%になった、地区別でやるんか市全体でやるんか、そのあたりと、それから1人当たり最大55万7,000円だったら、それ掛ける27名というお話になるのかどんなんか、その辺だけ教えてください。

○坂本里海・里山課長 これはあくまでも一人でできるような内容じゃございませんので、全体の話になります。現実的な話としまして、先ほどの遊休地の話なんですけれども、管内の農地が1,275ヘクタールありまして、そのうち遊休農地が30ヘクタールぐらいあります。これが解消されたらということになるんで、130%というたらとても達成する金額ではございません。現実には、毎年こういった農用地の利用の最適化の推進に関する指針というのを農業委員会で設定をしております、目標を定めています。それが年間6%ずつぐらいしか解消できんというような指針を設けております。現実的にはとても難しい話なんですけれども、もし何かの事情とか、農業委員さん、推進委員さんの努力によって130%になるようなことがあったときには、これだけのお金を支払うということでございます。現実的には、6%ずつ解消できたらいいということで指針を設けておりますんで、対象外ということになります。

○守井委員 例えば6%だったら、その能率給というのは出ないということ。確実に130%以上じゃないとだめということ。

○坂本里海・里山課長 国が定めとる階層がございまして、40%だったら1点とかというふうになっています。それが130%までそれぞれ階層別に2点、3点、4点という点数になりますんで、点数に応じた計算の根拠がございまして、今のところゼロ%でももらえないということで、今回はこういった上限額で上げさせてもらっています。

○守井委員 備前市では能率給はちょっともらえそうにないという理解でよろしいですか。

○坂本里海・里山課長 先ほど言いました活動給と成果給がありまして、活動給のほうはいただけると。1カ月6,000円相当分、ここには内訳を掲載してないんですけど、上限の6,000円掛ける12カ月、毎月活動して6,000円余分にもらえるという対応です。

○山本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第27号の審査を終わります。

***** 議案第22号の審査 *****

続いて、議案第22号平成29年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）で、質疑のある方は。

○尾川委員 需用費160万円。説明書では、凍結による配水管破裂に伴うということで、場所と件数と、その辺、ことはちょっと多かったような気がするんですけど、ことしだけなんか、その辺の詳しいことを説明してください。

○梶藤上下水道課長 補正予算で要求させていただいております漏水箇所なんですが、非常に説明がしにくいんですけど、ちょうど鴻島を一番頂上まで上がった付近で、また必要であれば図面等をお持ちしないと、ちょっと説明は難しいと思います。

件数的には5件を予定しております。凍結に絡んだ漏水がほとんどでございます。

○尾川委員 要は、修繕費で上がるのは仕方ないとしても、それだけの対策というのが、事前の対策というのはやとったんか、それは個人のところじゃないと思うんじゃけど、それをちょっと聞きたかった。ほかのところでも今回結構破裂したり、老朽化に伴う破裂もあるかもわからんけど。要するに160万円というたら結構金額も張るんで、そのあたり詳しく説明してください。

○梶藤上下水道課長 凍結防止対策ということですが、鴻島につきましては、急峻な地形と、あと民間の開発ということでありまして、露出の管路がかなり多く存在しております。そういう管路につきましては全て凍結対策ということは、予算上なかなか難しい部分がありますが、今やれることといたしましては、空き家のお宅についてはなるべく元栓を閉めていただくとか、発見した時点で早目に修繕するという対策になっております。あと、本管につきましては、凍結というのは基本的には50ミリ程度の管でしないということで、こちらの修繕につきましては老朽管路という形での修繕ということになっております。

事前の対策というお話ですが、今の財政状況では、なかなか50ミリ程度の管について更新事業をどんどん進めていくというような状況になっておりませんので、漏水箇所を発見してそれを修繕していくというような対応をさせていただいております。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第22号の審査を終わります。

***** 議案第23号の審査 *****

引き続き、議案第23号平成29年度備前市宅地造成分譲事業特別会計補正予算（第3号）で、どなたか。

○尾川委員 細部説明書によると、地元住民との協議に不測の日数を要しとあるが、これはもともとうこういうことを想定しとったわけ。すぐ着工できるかと思うとったんですけど、そのあたりを詳しく説明してください。

○淵本まち整備課長 こちらにつきましては、事前につつじが丘団地の方にはどうも説明がかなりできていたようなんですけども、団地以外の周辺の方への説明が不足していたようでして、そちらのほうの方から、造成工事が始まった段階で少し協議に時間がかかる形となって、今回繰り越しさせていただいております。

○尾川委員 それで、作業というか事業は進むわけ。反対に遭って、とまってしもうとるということ。

○淵本まち整備課長 いえ、事業のほうはその後進んでおりまして、造成工事のほうは3月末で完了予定となっております。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第23号の審査を終わります。

***** 議案第24号の審査 *****

引き続き、議案第24号平成29年度備前市水道事業会計補正予算（第2号）で、質疑をされる方は。

○守井委員 6ページ、建設改良事業費4,950万円の減額。理由によりますと、請負残というふうなことになつとんですが、件数とか箇所を説明いただけたらと思います。

○梶藤上下水道課長 申しわけございません、件数についてはちょっと今把握しておりません。

基本的には、入札残でございます。

○守井委員 全て入札残でよろしいんですか。

○梶藤上下水道課長 全てではなしに、工事の着工時期等を考え、30年度工事に回した部分も
ございます。

○山本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第24号の審査を終わります。

***** 議案第25号の審査 *****

引き続き、議案第25号平成29年度備前市下水道事業会計補正予算（第2号）で、質疑を希望される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第25号の審査を終わります。

***** 議案第6号の審査 *****

引き続き、議案第6号平成30年度備前市浄化槽整備事業特別会計予算で。

○尾川委員 9ページ、浄化槽の滞納分と現年分があるんですけど、滞納分というのはもうずっと同じ人が継続しとんですか。

○梶藤上下水道課長 同じ人というのはなかなか言えないんですけど、件数では9件です。9件というのが何人とかというわけではなしに。

○尾川委員 それは29年度の予算も1,000円じゃったと思う。要するに件数がふえる可能性があるということで理解したらええですか。

○梶藤上下水道課長 昨年度、確かに1,000円で予算計上させていただいております。今年度予想としては、昨年度予算よりふえるという形で計上させてもらっております。

○尾川委員 その理由は何。状況が変わって、空き家になったとか、住んどる人がおらんとか、そういう状況じゃないんですか。

○梶藤上下水道課長 確実にふえているという状況ではなくて、実績を考慮してでございます。

○川崎委員 総収入が2,200万円で、一般会計から1,400万円ということは、6割以上が繰入金なんですけど、合併してから常々矛盾を感じとんのは、旧日生でいえば公共下水道ができないところは蕃山も含めて浄化槽の補助金を出してという状況じゃけど、これはたしか吉永だったと思うんですよ。いつまでこれを続けるのかなあという疑問が残るんですけど、まず何世帯分で1,400万円も繰り入れをするような状況が毎年続いているんかをまずお聞きしたいと思います。

○梶藤上下水道課長 私どもが確認しておりますのは、浄化槽の設置の数ということで把握しております。設置の数が137基でございます。

○川崎委員 実際に稼働して、料金をいただいとるのは何件。

○梶藤上下水道課長 実際いただいているのが137基でございます。

○川崎委員 それで、少しそういう矛盾を感じているんで、いつまでこれを続けるのかということがあるんですけど、この浄化槽の繰入金は、1世帯当たりの単価でいえばどちらが高いんですかね。そういう比較はもともと無理なんでしょうか。低ければ文句言うことないんやけど、高いのであれば、どこかでけじめをつけて、浄化槽補助で、あとは自由にやってくださいというような、平等性からいえばそのほうがいいんじゃないのかなあと考えがちなんですけど。この1,400万円にもそういった下水処理関係ということで国からの交付金というか補助金というか、おりてくる財源を使っているんでしょうかね。

○梶藤上下水道課長 こちらの特別会計につきまして、国からの補助金というのは現在のところはお出ておりません。下水道事業につきまして、基本的に工事を行う際の50%の補助という形でいただいておりますが、維持管理部分についての国からの補助金というのはいたいたはおりません。

○川崎委員 では、下水道会計は、毎年のランニングコストというんですか、それに対する補助金というのはどのぐらい使っとん。それを世帯割したら比較できるんじゃないのかなと……。

○梶藤上下水道課長 下水道事業会計におきまして、維持管理費は使用料で賄えております。減価償却がかなりありますので、そちらの部分について一般会計から繰り入れをしております。

○川崎委員 じゃから、この浄化槽特別会計の場合は、運営費とともに、浄化槽を設置したときの設備投資資金の借金か何かを返済しとんですよ。これは純粋な運営費の補填ですか。

○梶藤上下水道課長 浄化槽の管理委託料自体で既に800万円を超える額がありますので、使用料では賄えてないのが実情でございます。

○川崎委員 だから、これはずっと続くのかな。どっかでけじめがつけられんの。

○梶藤上下水道課長 例えば使用している人が引っ越しましたと、で、新たな人が使用しますというときには、備前市の公共下水道、農集が行ってないところと同じような浄化槽の扱いで、個人で管理していただいて使用料を払っていただくというような形に順次切りかえていっております。あと、市の施設につきましても、例えば八塔寺のトイレとかにつきましてもこちらの特会から離して管理をしていただいているというのが、委員がおっしゃられるようにずっと続くというのはなかなか難しいので、徐々に使用者の管理という形に切りかえていきたいと考えながら行っております。

○川崎委員 引っ越したり亡くなられたりしていくらか件数が減るんでしょうけど、最終的にそこへ頑張って住んでいただいている方についてはこういう運営で赤字は補填していくと、使用料だけではやっていけないのだと、137件が100件になったとしても、一般会計から出さざるを得ないという状況は続くという理解でよろしいですか。

○梶藤上下水道課長 今の方針では、そういう形でさせていただいております。

○尾川委員 関連するんじゃないけど、平成28年に141基と聞いたんじゃない。減ったというのは、要するにそういう入れかわりがあるって、管理は独自でやってくれえと、この特会から外れたという解釈でええわけ。

○梶藤上下水道課長 外れたのが1件と、あと、空き家になったら管理がなくなりますんで、平成29年3月31日時点で139件です。

○山本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第6号の審査を終わります。

***** 議案第9号の審査 *****

引き続き、議案第9号平成30年度備前市飲料水供給事業特別会計予算で、質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第9号の審査を終わります。

***** 議案第10号の審査 *****

引き続き、議案第10号平成30年度備前市宅地造成分譲事業特別会計予算です。

○尾川委員 11ページ、委託料の広告料なんですけど、これ昨年と同額になったと思うんですけど、広告内容、どこのか、あと増設というても、広告せにやいけんのんかどうかな。

○淵本まち整備課長 現在残っておりますつつじが丘1区画、それからスワの1区画につきまして、山陽新聞に年4回掲載させていただくものを計上させていただいております。

○川崎委員 非常に消極的予算じゃないかなあという印象を受けるんです。日生西小学校のすぐ下の教員住宅を潰して、たしか宅地分譲するというような答弁いただいたような気がするんですよ。ここへそういう積極的な分譲をして、何区画かに分けて、500万円か1,000万円か2,000万円の収入を得る予定だというような積極的予算をなぜ立てられなかったかなというのが、まだ宅地で分譲するということが確定してないんで予算化できないんでしょうか。だったら、もう少し日生地区協議会なんかの意見を聞いて、宅地がいいのか公共住宅がいいのかとか、そのほか公共施設がいいのかとか、もう少し時間があるならそういう積極的な広報というか、住民との相談の機会をぜひつくっていただきたいなあという率直な気持ちがあるんです。

○淵本まち整備課長 教員住宅の跡地につきましては、まだ宅造会計で造成をやりなさいという指示は受けておりません。まだ教育委員会が所管している土地になっていますので、こちらでは全く把握ができていないです。

○川崎委員 普通財産になるんか行政財産になるんか、たしか住宅地で分譲するような言い方をしていたんですよ。ほんなら、部長クラスで集まる会議にはちゃんと教育部長が出てきて、もう少しそういった横の連携とりながら、はっきり言って備前地区は売れないかもわかりませんが、日生なんか、分譲地にしたらすぐ売れて、新築されるのが現状なんです。だから、そういう状況の把握というのは、こういう会計の担当課は敏感にアンテナを高くして、積極的にそういう広報活動を、広報活動というても何もお金をかけなくても、地区連絡協議会か地元町内会に連絡とるとかして、もっともっと住民の要望がどうかというようなことをやって、最終的に宅地がいいということなら宅地でいいんで、まず地区内の要望を聞きながら、全体としてどういう要望が多いか把握する中で決めていただくというたら、やっぱり宅地造成の担当が一番積極的にそういう横の連携として予算化してほしいなあというのが、当初予算が無理なら6月でも9月でも結構ですけど、余りにも消極的過ぎる予算内容じゃというのは、今の備前市全体の中で部分的かもわかりませんが、日生地区なんかについては、これだけ人口定着じゃ何やかんや言っとるときにはもっと積極的な予算を組んでほしいなあという気持ちから出とります。いかがでしょうか。

○**淵本まち整備課長** こちらの会計で宅地造成をやるということに決定しましたら、もちろんその段階で予算には計上させていただきたいと思います。

○**川崎委員** いや、そりゃあ決定でええんじゃないけど、こういう予算を組む中身がないんだから、時間があるんでしょから、地区住民、団体の意見集約をするというて、いろいろ何か新企画でやるときはそういう答弁多いじゃないですか。何でこの、日生地区にある土地ですので、そういう地区にとっては相変わらず駐車場問題なり宅地問題というのは大きな住民要求の高いレベルにあるものなんですよ。だから、そういう意味で、もっと住民の意見を集約してほしいと、それが抜けとんじゃないかということと言よんです。

○**淵本まち整備課長** 現時点ではこちらの管轄に移ってきておりませんので、私のほうでその調査をするとかというのはちょっと難しいのかなというふうに考えています。

○**川崎委員** ぜひ、宅地に責任を持っとんじやったら、今の校長じゃなかったかもしれませんが、西小学校の校長からは、市営住宅みたいなのを建てて一般の市民とともに教員の独身者が入れるような住宅を建てていただいたら非常に喜ばれるということも聞いておりますから、もっと意見を集約して、積極的提案を、また教育委員会の所管なら教育委員会と積極的にアプローチして、何に使っていいかわからんということなら、待ってましたと、うちがやりましょうというふうに所管がえをやっていただいて、積極的な予算を組んでほしいということを要望しておきます。

○**尾川委員** 住宅問題や人口減少の問題に取り組むんなら、各地区できるだけ、そういう要望があれば積極的に市としてこういう方向で宅地を考えていくとか、近くで社宅があったんですよ。今は5軒ほどあって、そこが今、小学校、中学校の主力ですわ。やっぱりああいう形で、場所にもよると思う、便利さとかいろんなことがあると思うんだけど、そういう視点で市が、民間民間って言うのも、そりゃ確かに民間も利益が出んとなかなか手出してこんから、こういうところに土地がありますよとか、今後アプローチしていくと思うんじゃないけど、もっと前へ出て住宅問題に積極的に絡んで、できるだけ各地区に団地をつくっていくと、そして定住策を考えるということもぜひ施策としてやってほしいなと思うんですけど、その辺の考えはどんなですか。

○**中島まちづくり部長** 重々承知しております。我々も本当に手をこまねいているというわけではございません。業者さんからこういったところを宅地分譲したいんだといった相談も正直言って受けておまして、それに対して行政ができること、民間でやっていただけること、そういったのも十分協議しております。そういった場合はまちづくり部全体で、どうしたら少しでも安価な宅地が提供できるかというのを部内で協議して、しっかりと対応していきたいと。本当に備前市の人口をふやすには、宅地造成、そういった場所の提供というのは大事だということは十分認識しておりますので、引き続きこれからも頑張っていきたいというふうに思っております。

○**山本委員長** よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第10号の審査を終わります。

***** 議案第11号の審査 *****

引き続き、議案第11号平成30年度備前市駐車場事業特別会計予算を行います。

○守井委員 9ページの駐車場使用料です。昨年より若干少なくなつて、金額を安くしている関係があるのかなあと思うんですけど、駐車場の料金設定の基本の考え方は、占有面積でしているのか、その辺を確認したいんですけど、例えば軽四と普通車等の状況によって値段が変わってくるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○淵本まち整備課長 区画としては、普通車の区画と軽四の区画の2種類になっております。金額的には、たしか普通車が5,000円程度、軽四は4,000円程度となっていたと思います。区画自体が軽四用しかとれない位置の場合は、少し狭い区画になっておりますので、それで軽四専用という形で少し安い価格で借りていただいています。

○守井委員 普通車に軽四を駐車する場合は安くないんですか。

○淵本まち整備課長 それは普通車の金額をいただいております。

○守井委員 実態に合わせて、軽四で契約する場合は安くしたほうがいいんじゃないかという感じもするんですけどね。今後の研究課題としていただいたらと思うんですけど、いかがですか。

○淵本まち整備課長 軽四をとめられても普通車ですので、やはり普通車の金額になるんじゃないかと思います。

○守井委員 全国的にそういうことしかしていないのか、その辺も調べていただいて、本当にそれが正解かどうかだけ確認をしていただきたいと思います。

○津島委員 11ページで、総務管理費、15節の工事請負費、香登駅南駐車場の看板設置代、108万円と載っておりますが、一体どこへこの看板を設置しようとしているのか、お教えいただきたいと思います。

○淵本まち整備課長 現在計画いたしておりますのは、駅のホームとか、それから列車に乗っている方から見えるような位置に、駅の駐車場がこの位置にありますよというのがわかるような位置に立てたいと考えております。

○津島委員 課長は、この駐車場へ何遍行ったことがありますか。

○淵本まち整備課長 今週も1回行っております。

○津島委員 何台駐車されとりましたか。

○淵本まち整備課長 そのときはたしか1台だったと思います。

○津島委員 年中、不審車が1台とまっとなですわ。

この看板で駐車場を満杯にしようという意図はわかりますけど、あそこへ駐車場ができた経緯を知っとられますか。

○淵本まち整備課長 JRの利用者の方に利用していただくというふうに引き継ぎは受けております。

○津島委員 あれば平成25年10月30日に香登・伊部地区の意見交換会で、JR赤穂線の香登駅前に駐車場をつくっていただきたいという市民の要望が出たわけです。そしたら、駅舎西側の空き地など極力駅舎に近い場所での活用について、JR及び関係者と協議しながら進めていきたいという答弁をしとんですわね。それで、香登の住民は、とんでもねえところへ駐車場をしてくれたなあと10人が10人言ようるわけです。何でというたら、根本的に場所が不便で悪いわけです。つい最近、国道の右手と、あそこへ進入した赤穂線のガードの下へ香登駅駐車場というのを最近立てられました。いかがですか。見とらんですか。

○淵本まち整備課長 最近立てたかどうかはちょっとわからないんですけども。

○津島委員 2枚立てりゃへんか、看板を。

○淵本まち整備課長 国道沿いにあるのは認識しているんですけども、その奥の分までは、覚えてないです。

○津島委員 JRの土地を年間契約で借りて、防犯カメラもつけ、しかし利用者がいつもおらんというところへ108万円の看板かけても、えろう駐車してくれるように思えんのんですけど、どう思われますか。

○淵本まち整備課長 やはりJR利用者の方によく見える位置に、わかるようにと計画をさせていただいていたんですけども。

○津島委員 今まで看板がなく、JRの乗客から見えなんだから、あそこの駐車場の利用が少なかったと理解してもええんですか。

○淵本まち整備課長 いえ、周辺整備がまだできておりませんので、看板だけではないと思っています。

○津島委員 108万円で看板をつけて、駐車場がいつも満杯になるよう期待しとります。

○川崎委員 積立金1,500万円ということで、過去には3,000万円、5,000万円という時代もあるんやけど、結構駐車場の土地購入費で消えていったんかなというのが率直なところなんですけど、午前中も言ったんじゃけど、やはりカキオコシーズンを中心に、また観光客をふやそうというときに、中小路の150坪ぐらいの土地は非常に一時駐車場としての価値は高いんじゃないか。特に病院跡がほとんどローソンと定期駐車場になっていて、一時駐車場がない

んです。やっぱり旧日生の中心街だったところの活性化を図る意味では、本当に観光客含めて一時駐車場が必要なんです。今、日生地区なんかも過疎化で需要と供給のバランスが崩れていますから、民間不動産屋と交渉したら1,500万円あれば十分買えるし、一時駐車場にして大概人気が出ると思うんですが、なければ定期駐車場としても十分に利用価値がある土地じゃないかなあと。たばこ屋か、風呂屋と言うたほうがいいんでしょうか、隣が布団屋だったと思うんですけどね。少し寝かせておくばかりではなく、積極的な投資こそ実情に応じた予算になるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○淵本まち整備課長 そちらの土地につきましては、気になっていたところでして、内部で協議させていただきまして、不動産屋とは交渉してみたいと思います。

○川崎委員 戦後の復興期には本当に高度成長期含めて中小路商店街が本当ににぎやかだったところが、本当にもうシャッター通りになっていて、非常に展望がない状況なんで、少し活を入れる意味でも、駐車場会計が観光客及び住民の駐車場として積極的に援助して、人口定着に十分貢献できる土地だと思いますんで、ぜひとも1,500万円を寝かさずに、これで足りるかどうかわかりませんが、足りれば幸いなんで、足りなければ一般会計から出してでもぜひ購入して駐車場にさせていただき、人気があれば立体駐車場にしてもいい空間じゃないかなあと、お願いしていきます。

以上です。答弁は結構です。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第11号の審査を終わります。

***** 議案第12号の審査 *****

引き続き、議案第12号平成30年度備前市企業用地造成事業特別会計予算についてです。

質疑を希望される方。

○川崎委員 昨年からこの委員会で論議してきたと思うんじやけど、香登地区の企業用地なんですけど、スイキュウさんが、実際のところはことしじゅうに決着して、来ていただけるんかどうか、どうなっているか、説明をお願いします。

○芳田まち営業課長 一般質問での市長の答弁もございましたが、今年度中に契約をするという

ことで話はついております。

○守井委員 香登の1つの造成事業が決着へ向かっているということで、次の企業団地の造成をぜひ検討してもらいたいと思います。パナソニックの跡地も含めての話なんですけど、やっぱし働く場所がなかったら、土地がなければ企業も来られないということなんで、ぜひ早目にまた次の場所、特に北部のほうで検討していただけたらと思いますんで、その辺の計画もよろしく願います。

○芳田まち営業課長 当然、適地も調査しながら検討してまいりたいと思っております。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第12号の審査を終了いたします。

***** 議案第13号の審査 *****

引き続き、議案第13号平成30年度備前市水道事業会計予算です。

質疑のある方。

○川崎委員 収入合計と支出合計が違うんですけど、予備費とかで収支の合計額を合わすのが普通じゃないですか。何で違うんですか。

○梶藤上下水道課長 一般会計と違いまして、企業会計におきまして、収益的収入及び支出について、収入と支出は合わないのが普通でございます。

もちろん、建設改良事業につきましても必ずじゃないんですけど、合わん、合わすとかそういう問題ではないことになっています。

○川崎委員 なぜ合わさないんでしょうか。単に予備費で合わせたらいいんじゃないかということですよ。

○梶藤上下水道課長 予算の組み方として、一般会計と違いまして、合わすという考えではなしに、利益と損失がわかるような形での表記になってきますので、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 だから、よろしくじゃなくて、2,000万円ほど予備費をプラスしたら合計が合うんじゃないですかという素朴な疑問を言うだけで、それして何か不都合があるんだったら理由を言ってください。

○梶藤上下水道課長 費用と収益が合うという計算書につきましては、18ページの損益計算書

でござんいただければと思います。

○川崎委員 いや、それは当然なんですけど、ここを合わせてもいいんじゃないですかと言よう。予備費をふやしゃあ合うんじゃないですかという素朴な疑問じゃが。そういうふうに変えたからというて何か不都合があるのかな。何でここだけが違うのかなあという素朴な疑問じゃが。

○梶藤上下水道課長 合わせられない場合もあると思うんです。収入が多ければ予備費に回せると思いますが、支出が多くて、回せるお金がなかった場合、結局マイナスになると思うんです。ですから、収入が多い場合も支出が多い場合も出っ放しという形になっております。

○川崎委員 いや、だから、マイナスなら予備費をマイナスで上げとったらええんじゃないの。わざわざ引き算せにゃあ差額がわからんわけじゃから。それを予備費で合わせときゃあ。まあ大したことじゃないから、そういうふうに合わせて不都合がなければしてくださいということで、もう終わりました。

○尾川委員 1 ページ、総給水量が上がったんじゃけど、何か原因があるん。たしか29年に比べたら給水量が上がったりゃへんかと思うんじゃ。常識で考えたら、2戸減って、給水量というのは減るんじゃないかなあ思うとった。

○梶藤上下水道課長 おっしゃるとおり、給水戸数が減りましたら給水量は減るのが当然でございます。その中で、今、有収率というのが非常に落ちてきております。その辺を加味した増という部分と、長期を通して一応給水量というのを想定している部分がありましたので、その辺のデータのとり方があるので総給水量の増となっております。

○山本委員長 よろしいか。

○尾川委員 何かようわからんけど。

○石原委員 委託料で、資料としていただいた内訳の一覧を見てお尋ねなんですけど、設計業務委託で老朽化調査後とあるんですけれども、来年度の計画、予定をお教えいただければと思うんですが。

○梶藤上下水道課長 今年度は、市役所から250号の穂浪方面にかけてやっております。来年度は、その継続部分とその追加部分として、西側の伊部に至る部分を計画しております。

○石原委員 確認ですけど、上水道の管路について1から5までのランク分けをするような調査を市役所から穂浪に向けて今年度行われて、来年度も同じような方法で調査を継続してということでしょうか。

○梶藤上下水道課長 おっしゃられるような形での調査を来年度も行っていくということになっています。

○石原委員 それから、1枚めくって、ここで支障移転工事もありますけれども、不良配水管改良工事も2つ、ここでの工事はそういう調査結果によつての改良なんですか。

○梶藤上下水道課長 こちらにつきましては、基本的には下水道の支障移転に係る工事になっております。下水道の管路が直接当たらない部分についての工事費を下水道の支障移転という形で

計上することはできませんので、その部分については不良配水管という形での計上をさせていただいています。一連の工事区間としては、支障移転に限りなく近い区間ということで、調査のほうは行っておりません。布設年度が古い管路という部分については一連で更新、改良していくという形での工事でございます。

○石原委員 沿岸部に近いかどうか、いろいろ状況もありましょうし、調査もかなりの費用も期間もかかりましょうし、しっかり将来に向けて、たしか坂根の方面もかなり古いのもありますし、調査は調査として、それから近々更新が迫られるであろう古いところは古いところでしっかり計画性を持って更新に取り組んでいただければと。調査は調査で必要なんでしょうけれども、そういう何か計画性を持った取り組みをしていただきたいと思うんですけれども。

それから、計画のところで、備前市の水道ビジョンですかね、ビジョンの年度はもう終わったとは思いますが、今後そういった計画性であったり、ビジョンというようなものは市としてはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○梶藤上下水道課長 委員おっしゃられるように、ビジョンについては平成29年度が目標の年になっておりましたので、ビジョンの年はもう終わったということになっております。水道事業といたしまして、今後更新計画とか施設の持続可能性を進めるための計画とかというのを立てていきたいと思いますので、ビジョンという形になるか水道の計画という形になるかは別としまして、5年10年のスパンでとりあえずの計画というのを立ててまいりたいと考えております。

○石原委員 市民の意識調査等でも、安全な水の供給というようなところは関心も高いけれども、現状満足度も非常に高い、評価もいただいているところだと思いますけれども、反面、至るところで、先ほどもあった飲料水のほうですけど、凍結であったり老朽化がかなり進行して不安も増大してますんで、一番求められるのはこれからそういった計画性、ビジョン、そういったところをしっかりと明確にさせていただいて、調査とあわせて古いところから進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○川崎委員 資料のほうに、鹿久居島の配水管布設工事と配水池築造工事200立方メートルで出とんですけど、きょう入札結果の一覧を見たら、多くの業者が入札失格で落ちて、鹿久居島配水池が出とった。これとはどういう関係ですか。

○梶藤上下水道課長 今、入札で落札しております鹿久居島配水池の工事につきましては、配水池を築造するための取り付け道路と配水池の敷地の造成と配水池までの配管の工事を出しております。

〔「今年度から」と川崎委員発言する〕

はい。来年度が、配水池本体とその周辺の配管と、付近の配水管の布設という形での発注になっております。

○川崎委員 鹿久居島の配水池はどこにありますか。それがどの程度たつてかえることになったのかなというのをちょっと。

○梶藤上下水道課長 基本的には、今鹿久居島にある配水池をやりかえということではございません。頭島の配水池の機能を鹿久居島に持ってくるというのが基本的なものであります。鹿久居島の配水池につきましては、地元管理の簡水という形で管理された配水池でございます。

○川崎委員 結局、頭島のための配水池をつくるということ。

○梶藤上下水道課長 頭島と鹿久居島のための配水池をつくるということになります。

それを鹿久居島につくります。

○川崎委員 たしか現行で頭島にあったが、そこへ送るわけ。それとも、別ルートになるん。

○梶藤上下水道課長 頭島のためき山に上がっている配水池は機能をもう使わない、その機能全体を鹿久居島に持ってくると。で、頂上付近の配管については、大きく機能自体は使わないと。一部、石綿管が残っている問題がありましたので、この機会にその石綿管を使わなくて配水するという形での工事となっております。

○川崎委員 確認の意味で、基本的に頭島の一番高いところよりも鹿久居島は相当高い山ありますから、相当高い山に置いて、その水位の落差を利用して、その勢いで頭島に配水すると。

○梶藤上下水道課長 高さ的には、今の頭島の配水池とさほど変わらない高さになります。

○石原委員 もう一度老朽化の調査のお尋ねなんですけど、調査をした後、その判定結果は大体どれぐらいで出るものなんです。いろんな調査があるんかもしれんのなんですけど。

○梶藤上下水道課長 通常、現地の掘削をして、ボルトとかの状況を把握します。その成果が上がって、それを検収するのには一月半ぐらいはいただいているかと思います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第13号の審査を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後3時18分 休憩

午後3時32分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開会いたします。

***** 議案第14号の審査 *****

議案第14号平成30年度備前市下水道事業会計予算を始めます。

○守井委員 下水道整備は年次計画でやってきたと思うんです。３２年度が最終年度だったかなあと記憶をしておるんですけども、進捗状況と、その予定を報告願えますか。

○梶藤上下水道課長 平成３２年度完了目途というような話をしてきたことがあると思います。が、今の完了目途は平成３５年を目途でやってきております。現在集中的に整備しております地区が、穂浪の木生地区、あと今年度からちょうど国道２号の交差点付近に入ってますので、伊里中地区、木谷地区、来年平成３０年度に予算計上しておりますが、麻宇那地区と伊里小学校付近の下水道の今度実施設計へ入って工事に入っていくということを予定しております。

○守井委員 あと、そしたら３１年、５年後、３０年度ですから５カ年という形になるんですが、もしわかれば３１年度から３５年度までの計画を教えてください。

全部整備しようかな、基本的には。

○梶藤上下水道課長 ３５年度までで全部整備をしてしまうというような形で今計画を進めようと考えております。

幹線につきましては、これから伊里中、木谷に入ってます。あと、先ほど申しましたが、麻宇那方面につきましては、これからＪＲを横断して実施設計を進めていくということになっております。

○守井委員 大体それで幹線は終了予定というような形になつとんでしょうか。

○梶藤上下水道課長 幹線についてはそれで終了ですが、幹線の終了年度がやっぱり３３年度、４年度にかかるぐらいにはなるんじゃないかなと考えております。

○川崎委員 一応、ここで言うたかどうか、木生のマルナカ近くのあの住宅地ね、どんどん木生峠の日生の境まで行きよんのに何でおくれる理由があるのかなあ。去年か、衛生センターまでわざわざ下水道が行って、そこから横に出して枝線張れば十分、あそこの世帯ぐらい十分にすぐにも下水へ接続できると思うんじゃないけど、何でしないんですか。

○梶藤上下水道課長 そちらの地区におきましては、民有で宅地造成している箇所ということで、道路部分につきましてはまだ名義が市の名義になってないところがあります。なおかつ、そちらの所有者の方とお話がまだなかなか進んでいないのが現状でありましたので、今、配管等を布設できていない状況です。そちらの所有者の方との話等を今後進めながら、承諾得られれば区域をどんどん広げていきたいと考えております。

○川崎委員 日生地区で梅灘がそういう状況だったんじゃないけど、公共性が高いかどうかで私道を全部町のお金で舗装したり下水を埋めたりしとんよ。あそこも結構道路は広いし、あの道路舗装は民間所有会社が舗装したり直したりしょんの、そしたら。

○梶藤上下水道課長 当時そちらは民間が開発していた部分だと思いますが、現在、あその道路部分につきましては官地になっております。

○川崎委員 いや、じゃから道路部分が官地になつとんじゃったら、下水道埋めるのは勝手じゃねえの。

○梶藤上下水道課長 済いません、ちょっと言葉足らずだったんですが、梅灘の地区につきましては官地になっております。木生の浜地区につきましては、まだ全部官地になっておりませんので、下水等が布設できないという状況になっております。

○川崎委員 いやいや、備前市になっていなくても、道路舗装、修繕したり埋めたりは市がやっているんじゃないんですか。民間の会社がやっとなんですか。

○淵本まち整備課長 個人所有になっているところにつきましては、市のほうでは舗装とかもやっていないと思います。もう本当に最低限だけです。

○川崎委員 4メートル以上の、6メートル、7メートルも、2車線の道路よな。やっぱり寄附か何かを受けて気持ちよく道路舗装も、どうせ下水で入れたらやり直さなきゃあかんわけじゃから、そりゃ早う話をつけにゃああかんのじゃないの。それぐらい理解もらえんような業者なの。

○梶藤上下水道課長 開発される方というのは、開発した後、大体会社を潰されていく方が多いです。何でかといったら、今おっしゃったように維持管理にお金がかかりますんで、その責任を回避するために潰されている方が多いんで、その会社もやっぱり潰れております。潰れてどんどんどんどん名義がかわっていつているのが現状でございまして、今そちらの最終の方を確認しながら、委員が御心配されているようなことがないように早目に、市の土地になるか、もしくは下水道が入れられるような形で契約ができるかとか、そういう形で今進めているところでございます。

○川崎委員 買って建てとる住民の方は、そういう事情もよくわからないまま不動産取引して家を建てたんでしょうけど、この時代、あれだけ公共性の高い道路が何本も走つとところに下水道が入らんというのはおかしい話ですから。やっぱり早く何とか話をつけるんか、日生だったら個人の土地なんじゃけど、実際に使っている道路は全部公共性が高いということで、土地の所有者に了解はとったんじゃろうけど、掘り起こして下水管入れて舗装まで全部し直しましたからね。所有名義にかかわらずやっていますよ。だから、備前はできんのか知らんけど、やっぱり非常に公共性の高い2車線道路じゃないですか、あそこは。そういうところでありゃあ、片側だけちょっと埋めさせてくれえというぐらいな話は何ぼかお礼か何か持っていかにゃあできんのかどうか知りませんが、ぜひやらんと、不公平感は高まりますよ。どんどん高い山のほうまで何キロも行きよんのに、一番本管に近い50世帯か100世帯が接続してもらえんというのは、そりゃあ行政的差別としか映りませんから、しっかりやって。どうですか。

○梶藤上下水道課長 おっしゃられるように、個人の名義のままでも私道契約というのがありまして、その方と契約ができれば、下水道を入れているのは旧備前におきましてもあります。そちらにつきましても、会社形態とか残って話ができるような方であれば、うまくそういう契約を持って工事は進められますので、確認しながら進めてまいりたいと思います。

○川崎委員 いや、確認しながらと言いつながら何年もおくれとるのが現状じゃけど、何年もおくれてやるというのは不平不満が出とんじゃから、早期に、超法規的な対応でもできんのかな。

○梶藤上下水道課長 私道敷の契約するぐらいまでだと考えております。

○山本委員長 よろしく申し上げます。

○守井委員 1ページ、水洗化人口、昨年2万6,100人が2万6,150人という形で、50人ほどふえるという形になって、下水道の普及がだんだん図られていくというふうな状況で、できるだけ早目に普及はやっていただきたいと思うんですけど、反対に、7ページ、下水道使用料、昨年5億8,700万2,000円が、5億8,400万円ということで、昨年よりも減額になっているんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○梶藤上下水道課長 こちらの使用料につきましては、人口をもとに将来計画を立てております。そちらの将来計画から導き出した数量でございまして、先ほどの水量の増とリンクしておりませんが、そちらは決算で修正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○守井委員 水量は物すごくふえているような感じでね。調整をしたという感じですか。

○梶藤上下水道課長 おっしゃられるように、水量から推計してこちらの使用料というのを求めておれば、当然リンクして、わかりやすい数字であったと思います。そちらのほうは、使用水量は実績に基づきながら計上しておる部分と、あと使用料につきましては、財政計画といいますか、そちらの計画を人口推計に基づいてやっておりますので、そちらがちょっとうまくリンクしてなくて、わかりにくい数字という形で計上なっておりますので、そちらはちょっと申しわけないと思います。

○石原委員 31ページ、建設改良費の委託料についても詳細な内訳を提示いただいておりますけれども、公共下水道ストックマネジメント計画の業務委託とあるんですが、計画策定のための委託料だと思うんですけども、こちらの計画はいつの策定を目指しておられますか。

○梶藤上下水道課長 スtockマネジメント計画につきましては、今年度、各ストックについての調査を行っております。その調査に基づきまして、来年度からマネジメント計画を立てるような形になっております。公共下水道について、来年度は主に管路につきましの計画を立てていくこととしております。

○石原委員 こちらの計画ができ上がれば、ある程度、下水道について将来にわたっての維持管理のあり方がかなり細やかな形で具体的な形で表現される計画というように捉えておってよろしいのでしょうか。大まかな計画になるのでしょうか。

○梶藤上下水道課長 ある程度細部にわたる部分の計画と大まかな計画、2つに分かれてくると思います。例えば50年とかそういうスパンで大まかな計画、5年、10年というスパンでの更新計画という形の立て方になると思います。

あと、1つ私どもが今進めていく中で、じゃあストックマネジメントの中に幾ら費用をつぎ込めるのかと。当然、更新年度を待たずにどんどんどんどんお金をつぎ込んでいけば、安心して使えますが、年20億円というお金が入れられるのかと。到底できません。例えば2億円とかいうレベルになってくると思いますので、その辺をマネジメント計画の中でも精査しながら進めてい

く必要があるのかなと考えております。

○尾川委員 報酬なんですけど、上下水道事業の審議会というのはどういう予定をされとんですか。

○梶藤上下水道課長 審議会委員の報酬というのは毎年上げさせていただいているんですが、事業実態についてお話しさせてもらったり、今後の料金のことについてのお話もさせてもらわないといけないので、3回分を上げさせていただいております。

○尾川委員 29年度は何回会合しとん。

○梶藤上下水道課長 29年度については、開催はいたしておりません。

○尾川委員 30年度は計画しとる。

○梶藤上下水道課長 3回は計画しております。

○尾川委員 ちなみに、何人かな。

○梶藤上下水道課長 10人ということですが、委員につきましてはこれから任命という形になってくると思います。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の審査を終わります。

***** 議案第41号の審査 *****

続いて、議案第41号備前市ふれあい交流館しおまち設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の125ページです。

まだ本が開けてねえんじゃろう。開けとん。よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第41号の審査を終わります。

***** 議案第42号の審査 *****

引き続き、議案第42号備前市頭島グラウンドゴルフ場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の127ページです。

○川崎委員 今までは2時間置きでやっていたものを、一日というのはちょっと無理があるような気がするんです。少し極端に変え過ぎじゃあないのかなあと。せめて半日か3時間で、午前中1グループ、午後からは2グループぐらいができるような形をとらんと、余り人気がないから一日でもそう借り手はないだろうという想定のもとでこういうことをやっているのか、先輩に聞いたら、一日やっとなよということを聞いたんやけど、一日六、七時間もよう頑張られるなあと感じるんですけれども、各種団体、グラウンドゴルフグループがぶつかるといったことはないんですか。不平不満が出ませんか。

○大道日生総合支所長 2時間単位を一日にするということにつきましては、利用者から希望する声がありまして、市内につきましては時間でいえば4倍になりますが、料金的には2.5倍の300円で抑えようという考えです。それで、占用されたら回らんのじゃないですかということをお聞きしましたら、いやいやそんなことはない、順番に回りますと。グラウンドゴルフは飛び飛びで行きますね。スタートホール1番から全員行くんじゃないで、1番、3番、5番とかというようなことのようにです。

○川崎委員 見学だけで、したことがないんで、何とも言えないんですけど、8コース基本的にあると思うんで、2団体、3団体が、最初の人は1番から、2番目は4番か5番、最終の人は7、8番から行くということは、3団体が一日借りていてもやれるということで、スペース的にも試合というか練習するにしても不都合は起こりませんか。

○大道日生総合支所長 頭島のグラウンドゴルフ場につきましては、芝生が2面、土のコートが1面、合計3面ございます。ですから、24ホールございますんで、その辺は大丈夫かと思えます。それで、大会とかの予約があれば、事前に周知はできるかと思えますんで。

○川崎委員 1つは、行くのに結構時間がかかるということで、乗り合わせないとバスが行けないということなんですけど、今のところ需要供給バランスからいくと、3ルートあるし、そんなに使用団体も多くはないということで、こういう一日貸してもいいのかなあという方向になったのかなあと。今後もそんなに、3団体や5団体、10団体になって、特定の団体ばかりが何か独占してやるとか、そういうトラブルは今のところ起こる見込みはないということでこういう改正をやっているという理解でよろしいですか。

○大道日生総合支所長 心配はないということで思っております。

○森本副委員長 ということは、現在利用されている団体の皆さんには、もう了解をとっているところは受けとめてもいいんですね。

○大道日生総合支所長 全ての団体に周知できとるかといえば、そうではないかと思いますが、指定管理者もかわるというような時期でございますので、トラブルのないようにしていきたいと思います。

○川崎委員 こういうふうな料金取るところで、一日中で幾らというような料金体系で決めているほかの会場はありますか。

○大道日生総合支所長 ちょっと休憩していただいて、資料をお配りしたいと思います。

○山本委員長 休憩します。

午後3時55分 休憩

午後4時04分 再開

○山本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案第42号の質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第42号の審査を終了します。

***** 議案第43号の審査 *****

議案第43号備前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の129ページです。

○守井委員 太陽光の占用料ということなんで、どちらの案件でしょうか。

○坂本里海・里山課長 片上大池でございます。現在協議中ということになっています。

○川崎委員 民間がやるに当たってこういう料金を設定していくということですか。

○坂本里海・里山課長 もともと占用料の根拠がなかったので、今回条例を上げてするということになっています。民間がやります。

○尾川委員 関連するんじゃないけど、浦伊部のゴルフ場の池はどねんしとん。

○坂本里海・里山課長 下山池のことだと思います。そちらにつきましては、所有者が水利組合というようなことですので、市とは直接関係はございません。

○尾川委員 片上大池というたら、一本松じゃろ。あれは水利組合よね。所有は市になっとん。

○坂本里海・里山課長 所有は市でございまして、管理は水利組合ということでございます。

○川崎委員 ちょっと要らんことじゃけど、こういうところを民間がやって採算が合うんだったら、西岡前市長が、大ケ池も、ちょうど太陽光が出始めたころで、そのまま計画倒れになっとんですけど、やっぱり自然エネルギーの重要性、国道2号も通っているという意味では、前から私

一貫して、そういう自然エネルギーを活用しているという町だというイメージ戦略からいってもプラスになるんじゃないかという考え方を持っています。

それで、今、一般的な山とか屋根とかそういうところに比べて、池というんか、そういう水温が余り地上のように温度が上がらんとところは発電効率がええというような状況が、全国的な設置のニュースを結構新聞で見ることがあるんですよ。そういう意味では、民間がやって、ある程度もうかるようであつたら、大ケ池水利組合か何かと話しして、道の駅の案もあるような状況ですから、私はそういう太陽光をつけることによって池の水温が上がらないというのも水田にとってプラスになるんじゃないか。それから、藻の発生が抑えられると。水草というんか、結構あそこ、時期によってはいっぱい藻ができますよ。浮き草というんかな。そういう両面からいって、ぜひ、民間でやってくれるのはええんじゃないけど、やり手が余り規模が大きくないようであれば、市でやって、1つ金もうけをする材料になるんじゃないのかなあと。というのは、錦海湾で7,000億円もかけて民間がやるというのは、十分に採算が合う、資金回収ができると。8万戸分の発電ができるというのはほんま、少々どこの発電所がとまっても、瀬戸内地区は8万戸ないですから、ついでに備前のほうにも回してもらえば、少々大震災が来ても太陽光さえうまくいっとるんだつたら停電にならなくて済むというような状況もあり得るんじゃないかと思うんで、その予備役として大ケ池もそういうものに使っていただいたらいいことにはならないかなあという夢を持っております。ぜひ積極的に進めていただけたらと思います。

○守井委員 これを見たら、道路の占用料という感じに見えるんですよ。これ道路じゃないですよ。だから、条例名を変えにゃあいかんのではないかなという感じで思うんですけど、その点は。例えば道路等とかというのが入っとればわかるんですけど、これは要するに池を占用させるための料金をもらいますよという条例の追加だという感じで思うんですけど、いかがですか。

○坂本里海・里山課長 もともとため池を占用させるのにそういった条例をつくってないもんですから、もともとの根拠法令としましては、備前市道路、普通河川等の管理条例の中で、この条例を根拠に徴収するという内容でございますんで、道路法と河川法の間係をまとめてやらせていただいとるということでございます。

○守井委員 あわせて河川の占用料もこの条例の中に入っとるということで、それに追加してこういう形になつとるということですね。

○坂本里海・里山課長 はい。

○守井委員 今後、河川なら河川だけ、あるいはこの文面を変えるか、やっていただいたほうが、この文面の趣旨とは違った条例の意味合いになるかと思うんですよ。研究してみてください。

○淵本まち整備課長 調べてみたいと思います。

○守井委員 それで、これは1平米の占用料が一月1,000円ということですか。

○坂本里海・里山課長 この算出根拠なんですけれども、土地の時価の1000分の3の額とい

うことで、もともと根拠になる数字というのは土地の時価でございますんで、毎月支払うために1000分の3というような計算根拠になっていると思います。

○守井委員 大体どのくらいになるんですか。

○坂本里海・里山課長 現在協議中で、確定はしてないんですけども、毎年約30万円の占用料が入ってくる予定にしています。

○守井委員 時価が安いからかなあと思ったんですけど、例えば1平米単位にして何十円かしても、恐らく面積が、あの池自体が20ヘクタールあるんじゃないんかという感じがするんで、どんだけの面積を占用するんかわからんのですけどね。今概算しとるんがそのぐらいということは、それに見合う面積だろうと思うんですけど、大体のことはわかりました。

○坂本里海・里山課長 これも確定はしてないんです。業者が言うには、2万5,000平米を予定しております。275ワットのパネルを9,450枚というようなところで話をしていますけれども、日照条件等でふえたり減ったりするんじゃないかという思いでおります。占用料については30万円程度で、そのほかに償却資産のほうの税が入ってきますんで、それは20年間で4,000万円とか5,000万円とかという単位にならんかなとは思っています。

○守井委員 他の自治体で池を占用させている分があるかと思うんで、そこらと余り整合の違わないようなことを考えてやっていただきたいと思いますので、お願いします。

○坂本里海・里山課長 既にもうやっている市町がございまして、代表的なのは、鈴鹿市あたりが2つ大きな池で同じぐらいの規模のところをやっています。土地の価格で左右されますんで、備前市固有の時価といいますか、不動産鑑定のような時価を使って算定する予定にしています。

○尾川委員 地元との交渉というのはどういうふうな、納得しとるということじゃと思うけど、そのあたりの状況を教えてもらおうと思います。

○坂本里海・里山課長 地元としましては、まずは水利組合と話をして大体話が成立しましたので、あとは片上大池付近の住民の方と、現在その業者が回って調整中ということでございます。私どもの条件は、地元調整ができないとお貸しはできませんよということにしていますんで、その辺は業者の頑張り次第というふうに思っています。

○尾川委員 それで、水利組合というのはどういう位置づけになるわけ。

○坂本里海・里山課長 水利組合さんは、この池を年間通して管理してくださっている団体ということで、当然その池の受益者でございますんで、そちらの理解が得られんとだめでしょということで説明をしております。

○尾川委員 要するに何ぼもらうんでという話じゃ。わからんのん。

○坂本里海・里山課長 ええ、まだ交渉には入っていないです。

○尾川委員 入ってないん。使用料は決まっとるけど、その使用料の一部を払うとかというんじゃないん。

○坂本里海・里山課長 そういったお金の話は地元がされるんで、私どもは関知していないで

す。

○川崎委員 今言うた30万円とか償却資産税はちゃんと負担する義務ということで、もらうということでしょう。それとは別に、管理組合が幾ら、民間会社がどういう名目でもらうんか知らんけど、維持管理契約か何か知らんけど、それはもうゼロでもええし、相手が納得すりゃ幾らでももらえると、それはもう一切干渉しないという捉え方でいいですね。

○坂本里海・里山課長 おっしゃるとおりです。

○川崎委員 大ケ池でも同じことが言えるわけですね。

○坂本里海・里山課長 大ケ池の場合は、特に地元のほうの調整がつかないんで、一番それがネックになってできていないと私は認識しています。

○川崎委員 何で調整がつかんか、よう知りませんが、そういう形で、それより小さいような池がこういう収入があるということを御理解いただくと同時に、今やっている水利組合からそれなりの利益が上がるという、それなりに情報がわかれば、大ケ池の水利組合も柔軟性が出て、対応してもらえるんじゃないかと思うんで、前例つくことは非常にいいことだと思うんで、しっかりやっていただきたいということを要望しておきます。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでしたら、質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第43号の審査を終わります。

***** 議案第49号の審査 *****

議案第49号市道路線の認定について、議案書の157ページです。

質疑を希望される方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第49号の審査を終わります。

***** 報告事項（まちづくり部外関係） *****

報告事項に入ります。

○金藤吉永総合支所長 吉永観光案内所について報告をさせていただきます。

この施設は、平成元年に八塔寺川ダムの敷地内に設置されまして、途中数年間、使用されていない期間もございましたが、平成21年から株式会社夢ガルテンに貸し付け、レストランとして管理運営を行っておりましたが、本年1月をもって休止中でございます。1月の休止当初は、今後継続して営業することができないということで進んでおりましたが、現在、今まで同様にレストランガルテンとして存続できるか、事業者が検討中であります。早急に結論を出して、今後対応してまいりたいと思っております。

○芳田まち営業課長 昨日、議員の皆様には既に配付しておりますが、頭島におきましてサテライトオフィスの工事を完了し、県の検査も終了いたしました。これをもちまして3月19日に社員の方が配備されまして、開設という運びになっておりますので、ここで御報告させていただきます。

○坂本里海・里山課長 2件御報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、岡山県農業共済団体の組織再編についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。

この組織再編につきましては、県内の関係団体10団体と県の連合会の管理者が集まりまして、1県1組合化についての是非について検討しておりまして、方向性がこのたび示されましたので、その内容について資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページの1番目の冒頭なんですけれども、農業共済を取り巻く状況と組織再編の必要性が記載されております。備前市の場合は、東備農業共済事務組合が該当します。また、農業者の減少や高齢化により年々事業量が減少しているほか、国からの運営補助も削減されまして、今のままでは共済事業の運営が困難になってきたという背景がございます。

それを踏まえまして、この2番目なんですけれども、国の基本方針で、22年11月から1県1組合化を国は推進をしてきました。この中段のところに、参考でございます。全国の1県1組合化状況について、平成29年12月現在をこの表に載せております。

12月現在なんですけれども、都道府県の中では30道府県が既にもう1組合化しております。岡山県につきましては、最後のところになるんですけれども、方向を含めて検討するということになっております。これが今現在の状況です。

次に、2ページ目をお願いしたいと思います。

中ほどの、岡山県の取り組み状況についてですけれども、これまでの主な取り組み状況を時系列に記載をしております。平成29年、昨年5月に農業共済団長会を発足しまして、ことし1月26日の第4回会議において、31年4月を目途に、手続上は、岡山地区農業共済組合のある

区域を拡大するという形で、各組合が対等合併という方向で、現在、1県1組合化について本格協議を開始するということで合意されたということでございます。

それから、3ページ目につきましては、イメージ図でございます。左が合併前で、右が合併後と。3段階構成になったやつが2段階制になるということでございます。10団体が1つになるというイメージでございます。

今後は、早い時期に農業共済組合の準備会というのを発足しまして進めていくということでございます。それから、各組合の構成市町としましては、これらの進捗状況を踏まえまして、法的な手続が必要になります。一部事務組合の解散議決が必要になりますので、時期が参りましたら皆様方をお願いしていくことになる予定でございます。

以上で組織再編については報告を終わります。

それからもう一点なんですけれども、備前市農業委員会から、農用地区区域外農地の下限面積の特例を定めましたので、このことについて御報告をいたします。

3月9日に開催されました農業委員会総会におきまして、農地法第3条の下限面積を、空き家バンクとセットにする場合のみ1アールに定めるということで、農業委員会で決定いたしました。御存じのように、農地の権利所属につきましては、優良農地の確保や効率的な利用を図る観点から、農地法により、全国的には、法律では下限面積50アールというのが設けられております。平成21年12月に、備前市では、そういった積極的に農業に関心のある人を受け入れる、また新たな担い手を確保するために、市内の地区を3区域に分けております。それで、それぞれ下限面積を設けておりまして、西鶴山、吉永町三国地区を40アール、香登、東鶴山、三石、吉永町神根、吉永中以外を30アール、それから最後に、伊部、片上、伊里、日生全域、吉永町吉永中地区を20アールに設定をしております。今回は、これらの変更を行わずに、備前市空き家等情報バンクに登録された空き家付きの農地、そのみ1アールを下限にするということでございます。

近隣では、もう既に美咲町や和気町は実施をいたしておりまして、定年を迎えた人や県外からの移住者で農業をしたい人にやりやすい環境を整えることが大切でございまして、将来的に農家になるきっかけになればということで、農業委員会も昨年の春から協議、研究をしておりました。二番、三番煎じにはなるんですけれども、定住促進のために制度を充実させていただきたいと思えます。

これからの手続なんですけれども、農業委員会の告示期間がございますので、それと並行して、今でいいますと、地方創生推進課のほうで空き家バンクの登録の募集を行いまして、できるだけ早い時期にスタートさせたいと考えております。

○梶藤上下水道課長 1月12日から2月8日までの寒波の被害についての報告をさせていただきます。

この間、長い寒波が続きまして、市の指定工事店などからの情報で、799件の修理件数があ

ったという御報告がありましたので、お伝えしておきます。

○川崎委員 参考までに、元青果店の前が、この一、二週間前に上水道が水漏れしたんよ。何が原因じゃったんかな。上水道というたら、ヨータイへ行く結構大きな管で、1メートルじゃないと思うんじゃ。1メートル50ぐらいは埋まっていると思うんで、何か特殊な要因がない限り、まだ10年か15年しかたってないし、どういう理由じゃったんかな。

○梶藤上下水道課長 本管のほうは、もう20年以上たっている本管でございます。原因といたしましては、本管から各家に取り出す給水管の漏水ということでございます。

○川崎委員 あそこら辺もうちの前も同じような工事で、はや15年か20年たつとるかもわかりません。たしか神戸の大震災前後じゃないかと思うんですけど、同じようにつけてそこだけ行くというのは、どう考えても不信感が残るんですけど、直接その辺の本管から接続面というか枝線をとる、何か特別な理由も何もしないで、破れたからしょうがないな、直しゃあええがなということで済むんかなというのが何となく疑問なんですけど。

○梶藤上下水道課長 一番漏水が起こりやすい場所が、本管から取り出して各家に引き込む引き込み管のところですよ。工事の部分で何か問題があったのかということでございますが、例えば2年の瑕疵期間中に何かあるとかという場合でしたら、市としても問題があるなあということがありますが、そちらの場合につきましてはもう20年たっておりますし、修理へ入った部分につきましても、特に問題がない箇所でございます。

○川崎委員 修理代はどちらが持つん。

○梶藤上下水道課長 メーターから本管の取り出し部分につきましては、市のほうで修理費を持つこととなっております。

○川崎委員 耐用年数はどれぐらい。何か、穴をふたしたら、本管はとめなくても工事できるようなことを業者から聞いた覚えがある。

○梶藤上下水道課長 本管の耐用年数につきましては、50年ということで見込んでおります。

○川崎委員 本管ではなくて、枝線に行く接続面がやられた言よんじやろう。その接続する器具か何かがあるらしい。本管をとめなくても、うまいこと穴をあけて枝線とれるというのを聞いたことがある。だから、非常に特殊な器具の設置だろうと。その耐用年数は何年かと。

○梶藤上下水道課長 本管に付随して取り出しというのがありますので、本管並みと考えております。

○川崎委員 じゃから、50年もの耐用年数が20年で切れるとなったら、業者側の責任が大きいんじゃないかと思うんです。いかがですか。

○梶藤上下水道課長 市役所前の本管につきましても40年で穴があいたり、そういうことは場所によっては起きることがあります。土質や状況によって、業者の施工不良というのを断定できるかどうか非常に難しい場合があると思います。委員がおっしゃられるように、業者の施工不良というのが今後あるかもしれませんけど、今回につきましてはそういうことではなかったと判断

しております。

○川崎委員 そこへ枝線をつくる器具の腐食か、それとも接着剤でつけとんか、防水の何かかましてやっとなか、よう知りませんよ。そういう器具の腐食ではなく、途中から何か漏れたということになりゃあ、工事の仕方が粗かったという可能性もあるし、実際その器具の腐食、そういうところは現場工事して、二、三日したら、その日か次の日からもうはやきれいに直っとるから、穴あけて修理しようところを全然見てないんやけど、担当者は現場確認をしていますか。

○梶藤上下水道課長 担当者はつきっきりで夜中まで工事しております。

○川崎委員 だったら、原因ははっきりしとんじゃないですか。

○梶藤上下水道課長 原因は、今言いました取り出し部分の漏水によって器具が破損したことによります。

○川崎委員 漏水の原因は器具の破損及び、器具は破損してないけれども接続面の工事がうまくやってないから漏った、2つに1つじゃないかと。同時並行でどっちもあるんかもわからんけど、50年もの耐用年数じゃったら器具的には問題ないんじゃないんかなあと。1.5メートルじゃたらちょうど、埋立地ですけれども、海水が来るか来ないかぐらいのところなんです。同じようにやった湾戸地区もそういうのを聞いたことがないし、そういうことになる、そこだけがちょっと接続の仕方が悪くて漏ったんかなあという危惧があるんで、確かめたくて言っているわけです。

○梶藤上下水道課長 湾戸地区につきましては、委員よく御承知のように、地盤自体もよくないという部分と、あと大型車がヨータイに入ってくるという部分で、非常に振動が多い場所と考えております。そちらにつきましては、本管からの取り出しの器具について、器具自体の耐用年数はあったとしても、そういう現場状況等を鑑みて、例えばずれが生じて少しの漏水が出たということにつきましては、今度、水圧がかかってきます。管の周りに砂がありますので、砂に今度圧力がかかったら、サンドブラスト現象といいまして、砂の力で金属をどんどん削っていくような形が出てきます。それが大きくなって、取り出しの部分が壊れたというようなことを現場から伺っております。

○川崎委員 湾戸地区というより、南の川向地区と言うたほうが正しいんで、そこも全部、皆喜橋及び新橋からヨータイへ行く大型、20トントレーラーも通るんやけど、同じ圧力がかかっただけ、そこだけが特別に条件が悪いという状況ではないというところがあるんで、よく漏水したときの原因というのを突きとめて、工事の問題があるかないかという点だけは、器具の破損はしょうがないです。海水が入るか入らんかというところもあるかもわかりませんので。ただ、工事がちょっと不十分で、しっかりとめてなかったというんか締めてなかったか、よう知りませんよ、私。ただ、本当に本管の水をとめなくても工事ができるという点では非常に特殊な器具だという捉え方をしていますんで、その工事は非常にデリケートな慎重な工事が必要なんではないかなあという面からの危惧なんで、今後それが何例も出てくるようであつたら、耐用年数との

関係から言いますと、そういうことがないように、今後の新しい設置とかなんとかというときには厳しくチェックしていただきたいということを要望しておきます。

○尾川委員 農業共済の組織再編についてなんですけど、岡山県は今これ30年4月に一本化をこれから協議するということなんですけど、目標はどういうふうなところへ置いて、それからどうしてよそは結構先行しとって、岡山県はおくれとるんか、その理由を。

○坂本里海・里山課長 そのあたりの細かい内容につきましては、私どもは把握をしております。このもともとの資料につきましては、農業共済の事務組合で配られた資料でございまして、私の知る限りでは、この文章以外はわかりません。

○尾川委員 議決が必要と言うんなら、これだけの情報じゃなしに、もうちょっと説明してもらわんと、本当にこれが農業振興になるんかどうかというのもわからんし、もっと親切に、そういう議決までに準備委員会なんかでの議論等についても情報を流してほしいと思うんですけどね。

○坂本里海・里山課長 準備委員会の内容になると思います。そのあたりはしっかり情報を集めて、皆様方に御報告できるようにしておきます。

○守井委員 合併して少なくなって運営するということで、3ページのデメリットのところへ書いているんですけど、県下で損害の影響というのか、状況が地域によっていろいろ違うと思うんですよ。鳥獣もありましょうし、水稻の関係なんかも気候の影響で非常に違う場合が出てくるんで、ある程度の地域別の基準を設けてもらいたいということを強くお願いしてもらいたいなということを思います。

それから、共済の査定する委員がおられるんですけど、その委員についても、事務局を一本化したとしても速やかに運用できるような推進員なりの形をぜひとっていただきたいということだけ要望してもらいたいと思います。

それから、もう一点、農用地区区域外農地の下限面積の特例について、先ほど読み上げた報告文を資料としていただきたいと思うんですが。

○坂本里海・里山課長 私の読み原稿でよければお渡しします。

○山本委員長 よろしいかな。

○守井委員 結構です。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

***** 所管事務調査（まちづくり部外関係） *****

次に所管事務調査に入ります。

○尾川委員 例の太陽光の関係で、開発に係る条例がいまだに出んというのはどういう理由なんです。早うせんと、駆け込みで、そりゃ何でも法規制というたら駆け込みしようと思うんがいっぱいおるんが当たり前の話なんです。いろいろトラブルがあるように聞くんで。

○淵本まち整備課長 開発の条例に関しましては、4月にパブリックコメントを行いまして、早ければ6月定例会に提案させていただきたいと考えております。

○尾川委員 内容的に先取りした形で、そのまま規制かけるばっかしが能じゃないんですけど、ただつくただけの条例じゃあ意味がねえと思うんで、しっかり状況把握して、課題をチェックして、内容を検討して対応してほしいと思うんです。

○淵本まち整備課長 そのあたりを含めまして、どうしても規制をするということになってきますので、パブリックコメントをかけた上での提案とさせていただきます。

○山本委員長 ほかにありませんか。

○尾川委員 平成28年度の決算審査意見書で、備前焼の無償貸し付けの問題を監査委員が指摘されとるんですけど、これについてどういう後始末をしとんか聞きたいんですけど。

○芳田まち営業課長 所管でいうとシティセールス推進課になるのかなとは思いますが、こちらの担当も兼務でございまして、今のところ、以前の無償貸し付けは大阪中心でしたか、県の大阪事務所を通して飲食店にお貸ししていましたが、年度が終わると同時に返していただいております。当然壊れたりとか、その後借りていただけるという状況がありませんので、逆にうちのほうとしても各イベントで使っていただいたりとかということで、有効な活用策について今検討をしているところでございます。

○尾川委員 今までのような無償のレンタルという形はとらんという感じになるわけ。飲食店へ貸さずに。

○芳田まち営業課長 今考えているのは、そういった飲食店には無償での貸し付けはしない予定に考えております。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わります。

***** 閉会中の継続調査事件について *****

最後に、閉会中の継続調査事件について、事務局から説明させます。

○石村議事係長 備前市においては、4月1日に機構改革を控えております。市議会におきましても、委員会条例の改正を予定しておりまして、本日お手元に案をお配りしておりますとおり、閉会中の継続調査事件付託表を改正してはと考えております。

日本遺産登録に向けた活動の推進については、市長室の所管事務から外れましたので、現行の32を削除します。また、市税、国際交流に関することは市民生活部から総務部市長公室に移りますので、これらを追加するよう手続きを行いたいと考えております。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして本委員会を閉じさせていただきます。

長時間、御苦勞でございました。

午後４時４７分 閉会